

令和3年(行ケ)第28号 選挙無効請求事件

原告 鶴本圭子ほか

被告 東京都選挙管理委員会ほか

答 弁 書

令和3年12月10日

東京高等裁判所第8民事部B1係 御中

被告ら指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第二合同庁舎

東京法務局訟務部 (送達場所は別紙のとおり)

部	付	新	井	吐	新井 吐
部	付	近	藤	元	近藤 元
部	付	石	井	広太朗	石井 広太朗
部	付	井	坂	直	井坂 直
上席訟務官		石	井	克典	石井 克典
訟務官		志	村	直之	志村 直之
訟務官		林		智彦	林 智彦

訟 務 官 竹 澤 重 

訟 務 官 谷 口 真 

法 務 事 務 官 酒 井 由 美 


法 務 事 務 官 栗 野 彰 


法 務 事 務 官 宮 川 和 

被告東京都選挙管理委員会指定代理人

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都選挙管理委員会事務局

書 記 広 木 明 裕 美 

書 記 小 林 雅 史 

被告神奈川県選挙管理委員会指定代理人

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県選挙管理委員会事務局

書 記 村 松 智 浩 


書 記 鳥 海 孝 浩 



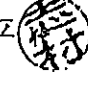
被告埼玉県選挙管理委員会指定代理人

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県選挙管理委員会事務局

書 記 田 中 秀 一 


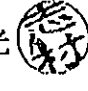
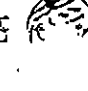
書 記 鈴 木 慎 二 

書 記 小 此 木 一 晃 
 書 記 堀 越 紀 史 
 書 記 青 木 洋 平 

被告千葉県選挙管理委員会指定代理人

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号


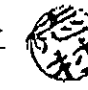
千葉県選挙管理委員会事務局

書記長 補佐 川 名 健 介 
 上 席 書 記 富 樫 利 光 
 主 任 書 記 河 合 佑 亮 

被告茨城県選挙管理委員会指定代理人

〒310-8555 水戸市笠原町978番6


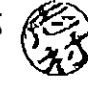
茨城県選挙管理委員会事務局

書記長 補佐 中 村 一 紀 
 選 挙 係 長 佐 野 貴 之 

被告栃木県選挙管理委員会指定代理人

〒320-8501 宇都宮市埴田一丁目1番20号

栃木県選挙管理委員会事務局

選 挙 係 長 大 根 田 起 司 
 主 査 松 本 祥 太 郎 

被告群馬県選挙管理委員会指定代理人

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県選挙管理委員会事務局

書記長代理 角 田 毅 弘 

書 記 清 水 直 之 


書 記 千 明 祐 介 


書 記 廣 澤 大 地 


被告静岡県選挙管理委員会指定代理人

〒420-8601 静岡市葵区迫手町9番6号


静岡県選挙管理委員会事務局


書 記 長 山 田 琢 也 

総括書記長補佐 山 岸 達 生 


書 記 坂 本 勝 

書 記 杉 山 明 規 

書 記 土 井 口 卓 

書 記 山 口 裕 司 







書 記 土 屋 智 也 

書 記 鈴 木 秋 生 

被告山梨県選挙管理委員会指定代理人

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号




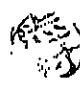
山梨県選挙管理委員会事務局

書	記	次	長	井	筒	慎	太	郎	
書	記	次	長	佐	藤	晃	一		
書			記	向	山	努			
書			記	武	川	俊	之		
書			記	伊	藤	徹	治		
書			記	酒	井	洋	憲		

被告長野県選挙管理委員会指定代理人

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692の2




長野県選挙管理委員会事務局

書	記	長	岩	下	秀	樹		
書			記	田	中	英	児	
書			記	山	浦	裕	道	
書			記	佐	々	木	淳	

被告新潟県選挙管理委員会指定代理人

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県選挙管理委員会事務局

書	記	長	落	合	秀	也			
書	記	長	補	佐	石	川	孝	夫	
書			記	石	塚	和	徳		

書 記 野 上 仁 志 

第1	請求の趣旨に対する答弁	8
第2	請求原因に対する認否	8
1	「Ⅰ 原告らの主張」について	8
2	「Ⅱ 事実」について	10
3	「Ⅲ 詳細な主張」について	11
4	「[補遺 1]」について	11
5	「[補遺 2]」について	11
第3	事案の概要等	11
1	事案の概要	12
2	本件の主たる争点	12
3	原告らの主張の要旨	12
4	本件の事実経過	13
5	諸外国の選挙制度及び投票価値の較差の状況	35
第4	被告の主張	42
1	被告の主張の要旨	42
2	衆議院議員総選挙に関する選挙無効請求訴訟における区割規定及びそれに基づく選挙区割りの合憲性の判断枠組みについて	46
3	本件選挙時において、本件区割規定やこれに基づく本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないこと	51
4	その余の原告らの主張について	92
5	(予備的主張) これまで述べたことから、違憲状態に至っていないと判断されるべきことは明らかであるが、仮に違憲状態にあったとの評価をすることとしても、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえないこと	96
6	まとめ	100
第5	結論	100

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする
との判決を求める。

第2 請求原因に対する認否

1 「1 原告らの主張」について

(1) 「1」について

原告らの主張の内容は、争う。

(2) 「2」の「(1)」について

最高裁判所平成23年3月23日大法廷判決（民集65巻2号755ページ。以下「平成23年大法廷判決」という。）に原告らが引用する判示部分が存在することは認める。

(3) 「2」の「(2)」について

最高裁判所平成25年11月20日大法廷判決（民集67巻8号1503ページ。以下「平成25年大法廷判決」という。）に原告らが引用する判示部分が存在することは認める。

(4) 「2」の「(3)」について

最高裁判所平成27年11月25日大法廷判決（民集69巻7号2035ページ。以下、「平成27年大法廷判決」といい、平成23年大法廷判決、平成25年大法廷判決及び平成27年大法廷判決を併せて「平成23年から平成27年までの各大法廷判決」という。）に原告らが引用する判示部分が存在することは認める。

(5) 「2」の「(4)」について

ア 第1段落について

平成23年大法廷判決が「1人別枠方式は、衆議院議員の選挙制度に関

して戦後初めての抜本的改正を行うという経緯の下に、一定の限られた時間の中でその合理性が認められるものであり、その経緯を離れてこれを見るときは、投票価値の平等という憲法の要求するところとは相容れないものといわざるを得ない。」と判示したこと、平成25年大法廷判決及び平成27年大法廷判決が平成23年大法廷判決の上記判断を踏襲したことは認める。

イ 第2段落について

認める。

ウ 第3段落について

令和3年10月31日施行の衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）時における都道府県別定数と平成27年の簡易国勢調査の結果による日本国民の人口を基にアダムズ方式で計算した都道府県別定数を比較した場合、定数が異なるのは11都県であること（また、当該都県の定数が1人別枠方式が廃止される前の定数と同じであること）は、認める。

エ 第4段落について

原告らの「ある地域の選挙人の投票価値は、他の地域の選挙人の0.48票分の投票価値」との指摘が、本件選挙において、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数（ここでは、原告らがその主張の前提とするところの令和2年9月1日公表の選挙人名簿登録者数を用いる。）の最大較差（以下、選挙当日の選挙人数を基準とした最大較差を「最大較差（選挙人）」と、国勢調査の結果による人口を基準とした最大較差を「最大較差（人口）」とそれぞれいい、これらを併せた最大較差を単に「最大較差」という。また、最大較差ではない較差については、同様に、その基準とする人数に応じ「較差（人口）」又は「較差（選挙人）」と呼ぶこともある。）が、選出される議員1人当たりの選挙人数が最小の鳥取県第1区を1とした場合、最大の東京都第10区が2.066であることを意味する

ものと解した上で、認める。

なお、本件選挙について、令和2年大規模国勢調査の結果による最大較差（人口）は、2.096であり（乙第1号証の1の2）、選挙当日の有権者数による最大較差（選挙人）は、2.079である（乙第1号証の2）。

オ 第5段落について

争う。

(6) 「3（まとめ）」について

争う。

2 「II 事実」について

(1) 「1」について

認める。

(2) 「2」について

認める。

(3) 「3」について

原告らが指摘する基礎資料及び計算方法によると、選挙区間における有権者数の較差が原告らが指摘する数値となることは認める。

なお、本件選挙において、原告らがそれぞれ属する各選挙区における、議員1人当たりの選挙人数が最小の鳥取県第1区を1とした場合の選挙当日の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の較差は、乙第1号証の2・1枚目記載のとおりである。

(4) 「4」について

ア 第1段落について

認める。

イ 第2段落について

原告らが指摘する基礎資料及び計算方法によると、選挙区間における有

権者数の較差が原告らが指摘する数値となることは認める。なお、括弧内の「238, 474」は「248, 474」が正しい。

3 「Ⅲ 詳細な主張」について

認否の限りでない。

4 「〔補遺 1〕」について

最高裁判所昭和51年4月14日大法廷判決（民集30巻3号223ページ。以下「昭和51年大法廷判決」という。）が「昭和47年12月10日に行われた衆議院議員選挙の千葉県第1区における選挙は、違法である。」と判示したこと、最高裁判所昭和58年11月7日大法廷判決（民集37巻9号1243ページ。以下「昭和58年大法廷判決」という。）が「昭和50年法律第63号（中略）による議員定数配分規定の改正においては、直近の同45年10月実施の国勢調査による人口に基づく選挙区間における議員1人当たりの人口の較差が最大1対4.88にも及んでいたのを是正するため、（中略）右改正の結果、前記国勢調査による人口を基準とする右較差は最大1対2.92に縮小することとなった」と判示したこと、最高裁判所平成30年12月19日大法廷判決（民集72巻6号1240ページ。以下「平成30年大法廷判決」という。）が、平成29年10月22日施行の衆議院議員総選挙（以下「平成29年選挙」といい、他の年に施行された総選挙についても同様に、「平成〇〇年選挙」などという。）の時点において、違憲の状態にあったということとはできない旨判示したこと、「佐藤幸治『憲法〔第3版〕』青林書院、2003年27頁、甲46」に原告らが記載する文章とおおむね同様の記載があることは認め、その余は争う。

5 「〔補遺 2〕」について

争う。

第3 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、東京都第1区ないし第25区、茨城県第1区ないし第7区、栃木県第1区ないし第5区、群馬県第1区ないし第5区、埼玉県第1区ないし第15区、千葉県第1区ないし第13区、神奈川県第1区ないし第18区、新潟県第1区ないし第6区、山梨県第1区ないし第2区、長野県第1区ないし第5区及び静岡県第1区ないし第8区の各選挙区（以下「本件各選挙区」という。）の選挙人である原告らが、本件選挙における衆議院小選挙区選出議員の選挙（以下「小選挙区選挙」という。）の選挙区割りを定める公職選挙法13条1項、別表第一の規定（以下、後述の改正の前後を通じ、これら衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りを定める規定を併せて「区割規定」といい、特に本件選挙に係る選挙区割りを定めた区割規定を「本件区割規定」といい、同規定の定める選挙区割り自体を「本件選挙区割り」という。）は、人口比例に基づいておらず、憲法に違反し無効であるから、本件各選挙区における本件選挙も無効である旨主張して、公職選挙法204条に基づき、本件各選挙区の本件選挙の無効を求める事案である。

2 本件の主たる争点

本件の主たる争点は、本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったか否かである。

3 原告らの主張の要旨

原告らは、本件選挙区割りについて、「憲法56条2項、同1条、同前文第1文が定める『人口比例選挙の要求』に反」し、「憲法98条1項により、無効である」（訴状6ページ）、「『合理的期間の判例法理』自体が、憲法に違反し、憲法98条1項により『その効力を有しない』」（同ページ）、「仮に選挙人の同主張が立たないとしても、本件選挙日（中略）の時点で、当該『合理的期間』は、既に徒過している」旨主張する（同ページ）。

4 本件の事実経過

(1) 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の成立及び当時の同法の内容等

衆議院議員の選挙制度は、平成6年の公職選挙法の一部を改正する法律（平成6年法律第2号）並びに同法律の一部を改正する平成6年法律第10号及び同第104号により、従来の中選挙区単記投票制から小選挙区比例代表並立制に改められた。そして、これと同時に成立した衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下、その後の改正を含め「区画審設置法」という。）において、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされ（同法2条）、上記改定案を作成するに当たっての基準（以下、後記の区画審設置法の改正の前後を通じて「区割基準」という。）として、①各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上にならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないこと（同法3条1項）、②各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県にあらかじめ1を配当した上で（以下、この配当方式を「1人別枠方式」という。）；これに、衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とすること（同条2項）が定められた（別紙1参照）。

なお、衆議院議員の総定数は、平成6年に現行の小選挙区比例代表並立制が導入された時点では、500人（小選挙区選出議員300人、比例代表選出議員200人）であったが、その後、480人、475人、465人と、一貫して減少している。

(2) 平成8年選挙、平成12年選挙及び平成17年選挙に係る各選挙無効請求訴訟に関する各大法廷判決について

その後の各衆議院議員総選挙（平成8年選挙，平成12年選挙及び平成17年選挙）に関する選挙無効請求訴訟において，最高裁判所平成11年11月10日大法廷判決（民集53巻8号1441ページ。以下「平成11年大法廷判決」という。），同平成13年12月18日第三小法廷判決（民集55巻7号1647ページ。以下「平成13年判決」という。）及び同平成19年6月13日大法廷判決（民集61巻4号1617ページ。以下「平成19年大法廷判決」という。）は，いずれも1人別枠方式を含む区割基準を定める規定及び当時の選挙区割りを定める規定を合憲と判断した。

なお，これら平成11年大法廷判決，平成13年判決及び平成19年大法廷判決は，いずれも，判決理由中において，当時の区画審設置法3条1項につき，「選挙区間の人口較差が2倍未満になるように区割りをすることを基本とすべきことを基準として定めているのであり，投票価値の平等にも十分な配慮をしていると認められる」などと評価していた。

(3) 平成21年選挙に関する平成23年大法廷判決について

平成21年8月30日に施行された衆議院議員総選挙（平成21年選挙）に関する平成23年大法廷判決は，「同条（引用者注：平成24年法律第95号〔以下「平成24年改正法」という。〕による改正前の区画審設置法3条。以下，平成24年改正法による改正を「平成24年改正」という。）1項は，選挙区の改定案の作成につき，選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるように区割りをすることを基本とすべきものとしており，これは，投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものといえる」と判示して，それまでの大法廷判決と同様，平成24年改正前の区画審設置法3条1項の定める区割基準を肯定的に評価したものの，同条2項の1人別枠方式については，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており，当時の公職選挙法13条1項，別表第一の規定の定める選挙区割りも，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旨判示した。その上で，

平成23年大法廷判決は、前記状態を解消するために、「事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに（中略）1人別枠方式を廃止し、区画審設置法（引用者注：平成24年改正前の区画審設置法）3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある」と判示した。

なお、平成21年選挙当日における選挙区間の最大較差（選挙人）は、高知県第3区と千葉県第4区との間の1対2,304であり、高知県第3区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は、45選挙区であった（乙第2号証の1）。また、都道府県単位で議員1人当たりの選挙人数の最大較差をみた場合、高知県と東京都の最大較差が1対1,978であった。

(4) 平成24年改正法により、区画審設置法から1人別枠方式に係る部分が削除されたこと等

平成23年大法廷判決後、国会においては、各政党間による検討及び協議が重ねられたものの、各政党間に意見の相違があったのみならず、投票価値の較差是正以外の種々の問題も議論の対象とされるなどして、各政党間の合意には至らなかった（乙第3号証の1・17ないし22ページ、乙第4号証の241ないし243ページ、乙第8号証の6・2及び3ページ）。

しかし、国会においては、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態の是正が最も優先されるべき課題であるとの認識の下、検討が進められた結果、平成23年大法廷判決を踏まえて早急に投票価値の較差を是正するため、平成24年11月16日、小選挙区選出議員の定数について、0増5減^{*1}を行

*1 各都道府県の選挙区数を増やすことなく議員1人当たりの人口の少ない5県の各選挙区数をそれぞれ1減ずることをいい、具体的には、議員1人当たりの人口が人口の最も少ない県（鳥取県）を下回っていた福井県、山梨県、徳島県、高知県及び佐賀県の5県の議員数をそれぞれ1減じるものである。これにより衆議院議員の総定数は480人から475人に減少となった。

うこと及び当時の区割基準を定める規定のうち1人別枠方式に係る部分を削除することを内容とする改正法案が、平成24年改正法として成立した（乙第3号証の1・22ないし28ページ、乙第4号証241及び242ページ）。平成24年改正後は、平成24年改正前の区画審設置法3条1項が同改正後の区画審設置法3条となり（別紙1参照）、前記(1)①の基準のみが選挙区割りの改定案を策定するに当たっての区割基準となった。

なお、1人別枠方式の廃止を含む制度の是正のためには、区画審の審議を挟んで区画基準に係る区画審設置法の改正と選挙区割りに係る公職選挙法の改正という二段階の法改正を要することから、平成24年改正法は、附則において、平成24年改正前の区画審設置法3条2項（1人別枠方式に係る部分）を削除する改正規定は公布日（平成24年1月26日）から施行するものとする（同法附則1条）一方で、各都道府県の選挙区数の0増5減を内容とする改正後の公職選挙法の規定は次回の総選挙から適用する（公職選挙法の改正規定は別に法律で定める日から施行する）ものとし（平成24年改正法附則2条）、上記0増5減を前提に、区画審が選挙区間の人口較差が2倍未満となるように選挙区割りを定める改正案の勧告を公布日から6月以内に行い（同法附則3条3項）、政府がその勧告に基づいて速やかに法制上の措置を講ずべき旨を定めた（同法附則4条）。

(5) 平成24年選挙の施行について

平成24年改正法の成立と同日に衆議院が解散され、平成24年12月16日、平成21年選挙と同様に当時の区割規定及びこれに基づく選挙区割りの下で、衆議院議員総選挙（平成24年選挙）が施行された。

なお、平成24年選挙当日における選挙区間の最大較差（選挙人）は、高知県第3区と千葉県第4区との間の1対2、425であり、高知県第3区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は、72選挙区であった（乙第2号証の2）。

(6) 平成25年改正による選挙区割りの改定等について

区画審は、内閣総理大臣に対し、平成25年3月28日、平成24年改正法の附則に規定された区割基準及び当時の区画審設置法3条に基づき、各都道府県の選挙区数の0増5減^{*2}を前提に、選挙区間の人口較差が2倍未満となるように17都県の42選挙区において区割りを改めることを内容とする選挙区割りの改定案を勧告し（乙第3号証の2・28及び29ページ、乙第5号証、乙第6号証）、上記改定案に基づく選挙区割りの改定を盛り込んだ平成24年改正法の改正法案が、平成25年6月24日、平成25年法律第6.8号として成立した（以下、同法律による改正を「平成25年改正」という。乙第4号証241及び242ページ）。

平成25年改正により、平成22年の大規模国勢調査^{*3}の結果による選挙区間の最大較差（人口）は2.524倍から1.998倍に縮小された（乙第3号証の2・37、53及び55ページ、乙第4号証242ページ）。

なお、平成24年改正及び平成25年改正に至るまでの間には、地方公共団体等から、人口規模の少ない地方自治体においては、住民の声が国に届きにくくなるのではないかなど、較差の是正に伴う弊害や懸念や、地域住民の一体感の醸成に加えて、選挙人の混乱を防止するとともに選挙事務の円滑かつ適正な執行を図る観点から、選挙区を定めるに際して市区町村の区域を複数の選挙区に分割する分割市区を導入しないよう求める旨の意見等、様々な意見が出されるなどしていた（乙第7号証の1ないし25）。

*2 人口の最も少ない県（鳥取県）よりも議員1人当たり人口が少ない5県（福井県、山梨県、徳島県、高知県及び佐賀県）の選挙区数がそれぞれ1減とされた（乙第3号証の1・25ページ）。

*3 統計法5条2項本文の規定により10年ごとに行われる国勢調査（区画審設置法4条1項参照）をいう。

(7) 平成25年大法廷判決について

平成24年選挙に関する平成25年大法廷判決は、結論として、平成24年選挙時において、当時の区割規定の定める選挙区割りが、平成21年選挙当時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったが、平成24年選挙前の時点において是正の実現に向けた一定の前進と評価し得る法改正が成立に至っていたものといえることができ、当時の区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものといえることはできない旨判示した。

平成25年大法廷判決は、その判決理由中では、「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を解消するためには、旧区画審設置法（引用者注：平成24年改正前の区画審設置法）3条2項の定める1人別枠方式を廃止し、同条1項の趣旨に沿って（中略）議員の定数の配分を見直し、それを前提として多数の選挙区の区割りを改定することが求められていた」と判示し、「1人別枠方式の廃止後の本件新区割基準（引用者注：平成28年法律第49号による改正〔以下「平成28年改正」という。〕前の区画審設置法に基づく区割基準）に基づく定数の再配分が行われているわけではなく、全体として新区画審設置法（引用者注：平成28年改正前の区画審設置法）3条の趣旨に沿った選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえないことなどを指摘した上で、「国会においては、今後も、新区画審設置法（引用者注：平成28年改正前の区画審設置法）3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要がある」と判示した。

(8) 衆議院選挙制度に関する調査会の設置等

平成25年大法廷判決の前後を通じて、国会においては、「選挙制度に関する与野党実務者協議」により選挙制度の改革について各党間の協議が続けられていたが、各党の意見は一致しなかった（乙第3号証の2・32及び33ページ、乙第8号証の6・2ページ、乙第11号証の1・2ページ）。

そこで、平成26年6月19日、衆議院に、衆議院議院運営委員会での議

決に基づき、衆議院選挙制度に関する調査・検討等を行うための有識者による議長の諮問機関として、学識経験者、マスコミ関係者、元最高裁判所判事等を委員とする「衆議院選挙制度に関する調査会」（以下「選挙制度調査会」という。）が設置された。選挙制度調査会に対する諮問事項は、現行制度を含めた選挙制度の評価、衆議院議員定数削減の処理及び一票の較差を是正する方途等（以下「一票の較差の是正等」という。）であり、各会派は、選挙制度調査会の答申を尊重するものとされていた（乙第4号証243ないし245ページ、乙第9号証、乙第11号証の1・2ページ）。

選挙制度調査会においては、同年9月11日から同年11月20日まで、合計4回の会合が開かれ、一票の較差の是正等について議論がされた（乙第8号証の1ないし4）。

(9) 平成26年選挙の施行について

平成26年11月21日、衆議院が解散され、同年12月14日、平成25年改正後の選挙区割りの下で、衆議院議員総選挙（平成26年選挙）が施行された。

前記(6)のとおり、同改正後の選挙区割りにおける選挙区間の最大較差（人口）は、1対1.998となるものとされていたが、平成26年選挙当日における選挙区間の最大較差（選挙人）は、宮城県第5区と東京都第1区との間の1対2.129であり、宮城県第5区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は、13選挙区であった（乙第2号証の3）。

(10) 平成27年大法廷判決について

平成26年選挙に関する平成27年大法廷判決は、平成25年改正後の区割規定の定める選挙区割りについて、投票価値の較差が生じた主な要因が平成24年改正により1人別枠方式が廃止された後の区画審設置法による区割基準に基づいて定数の再配分が行われた場合とは異なる定数が配分されていることにあるとして、「このような投票価値の較差が生じたことは、全体と

して新区画審設置法（引用者注：平成28年改正前の区画審設置法）3条の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたとはいえないことの表れというべきである」と指摘し、平成24年選挙時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものではあるとしつつも、平成26年選挙までの間に是正に向けた一定の前進と評価し得る法改正及びこれに基づく選挙区割りの改定が行われたものということができ、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえない旨判示した。その上で、平成27年大法廷判決も、平成25年大法廷判決と同様、「国会においては、今後も、（中略）衆議院に設置された検討機関（引用者注：選挙制度調査会）において行われている投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度の見直しを内容とする具体的な改正案の検討と集約が早急に進められ、新区画審設置法（引用者注：平成28年改正前の区画審設置法）3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要がある」と判示した。

(11) 選挙制度調査会の答申において、新たな議席配分方式についてアダムズ方式により行うこととされたこと等

選挙制度調査会は、平成27年大法廷判決の前後を通じて、各党の意見を聴取しつつ、一票の較差の是正等について多数回にわたって議論を重ねた。その中で、新たな議席配分ルールの検討に当たり、その基本原則として、①都道府県を配分単位とすること、②都道府県への配分は、比例性のある配分方式に基づくこと、③配分の見直しは、10年ごとの大規模国勢調査によること、④配分は、有権者数ではなく人口を基準とすることを確認した上で、都道府県への議席配分方式については、満たすべき条件として、⑤比例性のある配分方式に基づいて都道府県に配分すること、⑥選挙区間の一票の較差を小さくするために、都道府県間の一票の較差をできるだけ小さくすること、⑦都道府県に配分される議席数の増減変動が小さいこと、⑧一定程度将来にわたっても有効に機能し得る方式であることを確認し、諸外国において採用

されている配分方式を含めて検討された結果、いわゆるアダムズ方式*4を採用する方向で意見が集約されていった（乙第8号証の5ないし17、乙第10号証9ページ）。

そして、選挙制度調査会は、衆議院議長に対し、平成28年1月14日、次の内容の答申をした。すなわち、①衆議院議員の定数を10人削減すること、②都道府県への議席配分をアダムズ方式により行うこと、③都道府県への議席配分の見直しは、制度の安定性を勘案し、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口に基づき行うことなどを内容とする答申（以下「本件答申」という。）をした（同号証3及び4ページ）。

本件答申においてアダムズ方式が採用されたのは、選挙制度調査会で確認された上記事項を条件として総合的に検討された結果、アダムズ方式が種々の配分方式の中でより望ましいとされたからであった（同号証8ないし11ページ、乙第12号証の4・2、5及び8ページ）。

なお、本件答申に定数削減が含まれたのは、現行の衆議院議員の定数は、国際比較や過去の経緯等からすると多いとはいえ、これを削減する積極的な理由や理論的根拠を見だし難い一方で、衆議院議員の定数削減は、多くの政党の選挙公約であり、国民との約束としてできる限り尊重されなければならないとされたからであった（同号証3及び4ページ）。

(12) 選挙制度調査会による本件答申後、平成28年改正に至るまでの経緯等

本件答申を受けて、答申への対応について各党内で議論が行われるとともに、衆議院議長は、上記の各党内での議論に並行して、各党からの意見聴取

*4 アダムズ方式とは、除数方式という人口比例に基づく配分方式の一つであり、各都道府県への議席配分は、各都道府県の人口を一定の数値（小選挙区基準除数）で除し、それぞれの商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選挙の定数と一致する方式である（乙第10号証4ページ）。同方式は、フランス等、諸外国でも採用されている（同号証11ページ）。

等を重ねるなどして各党の意見集約に努め、制度の安定性を勘案してアダムズ方式による都道府県への議席配分の見直しを10年ごとの大規模国勢調査の結果に基づき実施する等の4項目の指針を示した。その後、更に衆議院議長を中心として各党が協議を重ね、その協議において、自由民主党、民進党からそれぞれ関連法案の骨子が提示されたが、アダムズ方式の導入時期等について各党の主張が折り合わず、選挙制度改革案について全党の合意には至らなかったため、衆議院議長は、自由民主党及び民進党の両案が、答申及び議長の指針を尊重した内容であるとした上で、それぞれ関連法案を国会に提出して、①速やかに衆議院本会議で趣旨説明を行う、②議運理事・オブザーバー会派以外の会派にも委員会で発言の機会を与える、③今国会中に立法院の意思決定をする、との3点を要請した（以上につき乙第4号証247ないし249ページ、乙第11号証の1・6ないし8ページ）。

そこで、平成28年4月15日、民進党から「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（衆法第25号）」が、自由民主党及び公明党から（共同提案）、「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（衆法第26号）」が、それぞれ国会に提出された（乙第11号証の1・9及び10ページ）。

そして、衆議院及び参議院において上記両法律案について審議され、同年5月20日、衆法第26号に係る法律案が、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第49号。以下「平成28年改正法」という。）として成立した（平成28年改正。乙第4号証249ないし252ページ、乙第11号証の1・10ないし20ページ、乙12号証の1ないし7）。

(13) 平成28年改正法の内容について

平成28年改正法は、平成23年から平成27年までの各大法廷判決及び本件答申を踏まえ（乙第13号証の2・11ページ）、その本則において、

①衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差について、各都道府県の区域内の選挙区の数平成32年（令和2年。以下、本書面においては、法令の規定文言及び文献や判決文の引用部分を除き、元号が「平成」から「令和」に移行した西暦2019年以降について、「平成」の元号を用いた場合は、「（令和〇年）」と併記することとする。）以降10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき、アダムズ方式により配分した上で、各選挙区間の最大較差（日本国民の人口）が2倍以上にならないようにすること*5*6（平成28年改正後の区画審設置法3条1項、2項、4条1項）、②平成37年（令和7年）以降の簡易国勢調査*7の結果に基づく各選挙区間の最大較差（日本国民の人口）が2倍以上になったときは、選挙区の安定性を図るとともに較差2倍未満を達成するため、各都道府県の選挙区数を変更することなく、区画審が較差是正のために選挙区割りの改定案の作成及び勧告を行うものとする*8（同区画審設置法3条3項、4条2項）、③衆議院

*5 平成28年改正前の区画審設置法3条は、最も多いものを最も少ないもので除して得た数が選挙区間の最大較差（人口）が2以上とならないようにすることを基本としていた（傍点は引用者。別紙2参照）。

*6 平成28年改正法では、アダムズ方式による都道府県別定数配分は、制度の安定性を勘案し、10年に1度の大規模国勢調査のみで行うこととされた（乙第4号証249ページ）。

*7 統計法5条2項ただし書により行われる国勢調査であり、大規模国勢調査を行った年から5年目に当たる年に簡易な方法により行われる国勢調査をいう。

*8 平成28年改正前の区画審設置法4条2項は、「各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは、（中略）勧告を行うことができる」としていたが、勧告実施の要件を明確にするとともに、要件が具備された場合には、選挙区間の較差を2倍未満とするため、勧告の実施を義務付けたものである（乙第11号証の2・8及び9ページ）。

議員の定数を10人削減*9すること（平成28年改正後の公職選挙法4条1項）を明確に規定するとともに、平成28年改正法の附則において、②平成32年（令和2年）の大規模国勢調査までの措置として、平成27年の簡易国勢調査の結果に基づき、各選挙区の人口に関し、平成32年見込人口*10を踏まえ、平成32年（令和2年）までの5年間を通じて較差2倍未満となるよう区割りを行うなどの措置を行うこと（平成28年改正法附則2条1項、2条3項）、③小選挙区選挙の定数6減の対象県について、平成27年の簡易国勢調査に基づき、アダムズ方式により都道府県別定数を計算した場合に減員対象となる都道府県のうち、議員1人当たり人口の最も少ない都道府県から順に6県とすること（同附則2条2項1号）、④平成28年改正法の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、不断の見直しが行われるものとする（同附則5条）*11を定めている（以上につき、乙第4号証249ないし251ページ、乙第11号証の2、乙第13号証の1ないし4）。

*9 具体的には、衆議院議員の定数を475人から465人に削減し、小選挙区選出議員の定数を289人（295人から6人削減）とし、比例代表選出議員の定数を176人（180人から4人削減）とするもの（公職選挙法4条1項参照）。

*10 平成27年の簡易国勢調査による日本国民の人口に、平成22年の大規模国勢調査から平成27年の簡易国勢調査までの日本国民の人口の増減率を乗じて得た人口をいう（乙第11号証の2・14及び15ページ）。なお、「平成32年見込人口」は、平成28年改正法附則2条3項の条文上の文言であることから、本書面では、改元前の元号表記のまま用いることとする。

*11 衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会は、平成28年改正法案を可決した際、「（前略）本改正案附則第5条に規定する選挙制度の見直しに際しては、一票の較差の是正、定数等の在り方の検討という課題への対応のみにとどまらず、国会の果たすべき役割といった立法府の在り方についても議論を深め、全国民を代表する国会議員を選出するためのより望ましい制度の検討を行うものとする」との附帯決議を付している（乙第4号証251ページ、乙第11号証の1・11ページ、乙第12号証の5・21ページ）。

以上のような内容の平成28年改正法のうち、特に、アダムズ方式の導入が平成32年（令和2年）の大規模国勢調査後とされた理由については、国会審議において、おおむね以下のように説明された。すなわち、平成28年改正法の提出者において、(1)成立した法律をあえて遡及適用することは例外的であり、アダムズ方式を導入するのは平成32年（令和2年）の大規模国勢調査以降とするのが自然であること、(2)仮に平成22年の大規模国勢調査に基づいてアダムズ方式を導入した場合、平成27年の簡易国勢調査の結果に基づいてアダムズ方式を導入した場合とで議席配分結果に違いが生ずるなど、古い国勢調査の結果である平成22年の大規模国勢調査の数値を用いる合理性があるとはいえないこと、(3)平成22年の大規模国勢調査の結果が出てから既に2回の衆議院議員総選挙を経ているにもかかわらず、同国勢調査の結果を用いて新たに議席を配分し直すとするならば、それにより従前と異なる議席を配分された都道府県の選挙人を中心に、これら2回の総選挙の正当性や選挙された議員の地位に対し疑念を抱かせることになるという問題があること、(4)4年後には次の大規模国勢調査が控えており、立て続けに都道府県への議席配分の見直しを行うこととなり、選挙制度の安定性に欠けるという問題があることなどが答弁された（乙第4号証252ないし256ページ、乙第11号証の1・13ないし15ページ、乙第12号証の3・2ないし9ページ、乙第12号証の5・2及び16ページ）。

また、本件答申では、アダムズ方式の導入をいつの大規模国勢調査から行うかについて言及されていなかったところ、選挙制度調査会の佐々木毅座長は、この点について、平成28年改正法案に係る国会での参考人質疑において、「国会の裁量にお任せをすべきだろう」と答弁した（乙第11号証の1・5及び6ページ、乙第12号証の4・5ページ）。

(14) 平成28年改正法に基づいて行われた区画審の審議・勧告について

平成28年改正法の成立後、同法附則の規定に従って区画審による審議が

行われ、区画審は、関係都道府県知事に対して意見照会を行い、所要の調査審議を経た上で、平成29年4月19日、内閣総理大臣に対し、選挙区割りの改定案の勧告（以下「本件勧告」という。）をした（乙第14号証の1及び2、乙第16号証2ないし13ページ）。

本件勧告は、平成28年改正法附則に基づき、各都道府県の選挙区数の0増6減を前提に、平成27年の簡易国勢調査に基づく選挙区間の最大較差（人口）を2倍未満（1.956倍）とするのみならず、平成32年見込人口に基づく選挙区間の最大較差（人口）も2倍未満（1.999倍）となるように19都道府県の97選挙区において区割りを改めることを内容とするものであり、都道府県間の議員1人当たり人口の較差が1.844倍の中で、過去最大の分割市区数となるなど、可能な限りの較差の是正を行ったものである（乙第14号証の1及び2、乙第16号証2ないし13ページ）。

(5) 平成28年改正法附則や本件勧告に基づく選挙区割りの改定について、地方公共団体等から様々な意見が寄せられたこと

本件勧告の前後において、地方公共団体等からは、国に対し、人口比例のみに偏った選挙制度の改正に疑問を呈する意見や、平成32年（令和2年）の大規模国勢調査に基づく選挙区割りの改定が控えていることから、区割りの改定を必要最小限とするよう求める意見、選挙人の混乱を防止するとともに選挙事務の円滑かつ適正な執行を図る観点から、選挙区を定めるに際して市区町村の区域を分割しないよう求める旨の意見等、様々な意見が寄せられていた（乙第15号証の1ないし34）。

具体的には、熊本県からは、「地方から議席数が減少することは、地方の声が国政に反映されにくくなる恐れがあるほか、現在、国が進めている人口減少社会に歯止めをかける対策や地方創生の流れに逆行する懸念があります。このため、国民が投じる一票の価値に関する議論は、（中略）人口比による水平的な平等と、地方の声が十分に反映される垂直的な平等との均衡がとれ

ている必要があります。」との意見（乙第15号証の1・4ページ）、福島県鏡石町からは、「1票の格差（原文ママ）の点については、合区や区割り変更の考え方も理解できるが、国会議員が日本国のために活動するための多くのヒントは、日本全国各地の風土や文化などにも多く隠されていると考える。このような観点から、各地域に均等な選挙区配分と1票の格差にとられない選挙制度の確立を要望する」との意見（乙第15号証の1・12ページ）、福島県西郷村からは、「人口のみを判断基準とし選挙を繰り返せば、地方における議員数の減少は避けられず地方の声がますます届かなくなる」との意見（乙第15号証の1・12及び13ページ、乙第15号証の27）、長崎県からは、「前回の区割り改定により佐世保市の一部が4区から3区に分断され、住民の混乱が懸念されておりましたが、実際に分断された地区において、分断後初めて行われた平成26年の衆議院議員選挙における投票率の低下や無効票の増加という傾向が見受けられました」との意見（乙第15号証の1・15ページ）、東京都からは、選挙区割りを定めるに際して「1つの区市町村の区域を3分割することは、有権者への周知の困難さに加え、投票所入場券及び選挙公報の区分配布、開票所の3カ所設置の必要性など、結果として選挙の運営に支障をきたす可能性が高いことから行なうべきではない」との意見（乙第15号証の1・8ページ）等、様々な意見が寄せられていた（乙第15号証の1ないし34）。

また、九都県市首脳会議からは、「衆議院議員は地域の住民の声を国政に届けるという住民の代表としての性格もあることから、自治体の一体性が損なわれた区割りは、望ましいものではないと考える。（中略）小選挙区の区割りについては、地方分権の観点からも地域の実情や実態を踏まえたものとなるよう、国会で十分に議論すべきである」との意見が表明された（乙第15号証の32の1及び2）。

さらに、指定都市選挙管理委員会連合会からは、分割市区は選挙人に誤解

や混乱を招くものであるため、分割市区を解消されるよう改められたい旨の要望が、全国市区選挙管理委員会連合会からは、衆議院小選挙区において、市内を選挙区ごとに複数に分割される市をできる限りなくすよう法改正されたいとの要望が出されていた（乙第15号証の9、乙第15号証の10）。

(10) 本件勧告後、平成29年改正に至るまでの経緯

選挙区割りの改定案を内容とする本件勧告を受けて、内閣は、平成29年5月16日、平成28年改正法に基づき、同法のうち、0増6減を内容とする公職選挙法の改正規定の施行期日を定めるとともに、上記改定案に基づく選挙区割りの改定を内容とする公職選挙法の改正事項を定める法制上の措置として、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（平成28年改正法の一部を改正するもの）を国会に提出した（乙第16号証13及び14ページ）。

国会においては、以下のような審議を経た上で、平成29年6月9日、上記改正法案が平成29年法律第58号として、自由民主党、民進党、公明党、日本維新の会及び自由党の賛成多数で成立した（以下、上記法律を「平成29年改正法」、同法による改正を「平成29年改正」といい、平成24年改正、平成25年改正、平成28年改正及び平成29年改正を併せて「平成24年以降の各改正」という。乙第16号証13、14及び16ページ、乙第17号証の1ないし4）。

なお、平成29年改正法の国会審議においては、山田美樹委員からは、一票の較差是正を目的とする選挙制度の改正に伴う種々の弊害等が指摘された上で、「一票の格差是正のために（中略）累次の改正を重ねておりますけれども、その結果が、都市部の住民、地方の住民、それぞれの利益にかなっているかどうか、有権者は何を求めているのか、改めて考える時期が来ているのではないか」との指摘（乙第17号証の3・10ページ）がされ、階猛委員からは、「岩手2区は本州では最大の面積を有する小選挙区」であり、

「これと同じ面積に達するために、面積の小さい方から幾つ並べると、合計するとこれと同じ面積になる」か算定すると、「104小選挙区」が必要となる（乙第17号証の3・16及び17ページ）。「立候補の自由ないし権利を実質的に保障するという観点から、選挙区割りにおいては面積をもっと重視するべきではないか」、「投票権の適切な行使のためには、一票の価値の平等だけではなくて、候補者にアクセスする機会の平等も考慮して選挙区というのは決めなくてはいけないのではないか」、「地方の議席は、一票の格差是正のためにどんどん減らざるを得ない。議席が減るとともに、一選挙区当たりの面積はどんどん拡大していかざるを得ない。こういったことになりますと、（中略）地方に住む有権者が議員にあるいは候補者にアクセスすることは困難となって、その声が伝えにくくなります。声が仮に届いたとしても、議席配分が地方では少なくなってしまうために、多数決原理の国会審議のもとではなかなか国政にその声が反映されにくい。こういうダブルでの地方の声が反映されにくい状況がどんどん強まってくると思います。」との指摘（同18ページ）がされるなどした（国会審議の状況については、乙第16号証16ないし19ページも参照）。

(17) 平成29年改正の内容、同改正後の最大較差

平成29年改正法は、一票の較差を是正するため、本件勧告どおり、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を19都道府県97選挙区において行うこと等を内容とするものである（乙第16号証13及び14ページ、乙第18号証の2ないし5）*12。

*12 小選挙区選挙選出議員の定数は、平成28年改正の0増6減を前提としているため、平成27年の簡易国勢調査による日本国民の人口に基づき、青森県、岩手県、三重県、奈良県、熊本県及び鹿児島県で、それぞれ選挙区の数が1減となる結果、289人となっている（前掲注9も参照）。

平成29年改正により、平成27年10月1日を調査時とする簡易国勢調査による日本国民の人口（ただし、国勢調査の総人口から、外国人人口を除いた人口。平成27年以降の国勢調査につき同じ。乙第21号証）における各都道府県間の議員1人当たり人口の最大較差は、1.844倍となり、また、選挙区間の最大較差（人口）は、宮城県第5区と北海道第1区との2.176倍から鳥取県第2区と神奈川県第16区との1.956倍にまで縮小（較差が2倍以上の選挙区は32選挙区から0選挙区に縮小）された。さらに、平成32年見込人口*13を前提としても、選挙区間の最大較差（人口）が、宮城県第5区と東京都第1区との2.552倍から、鳥取県第1区と東京都第22区との1.999倍にまで縮小（較差が2倍以上の選挙区は71選挙区から0選挙区に縮小）されるなど、将来的にも日本国民の人口を基に算出した選挙区間の最大較差（人口）が2倍未満に抑えられることとなった（乙第14号証の1、乙第18号証の1）。これら平成29年改正前後の較差の是正状況をまとめると、以下の表のとおりとなる。

*13 平成28年改正法附則2条3項ロでは、区画審において、平成32年見込人口との関係でも、最大較差（人口）が2倍未満となるように選挙区割りの改定案の作成及び勧告を行うこととされており、同規定に基づき本件勧告がされたこととなる（前記(13)(14)参照）。

	平成27年日本国民の人口		平成32年見込人口	
	(改正前)	(改正後)	(改正前)	(改正後)
選挙区間の最大 較差(人口)	2.176倍	1.956倍	2.552倍	1.999倍
較差2倍超の 選挙区数	32選挙区	0選挙区	71選挙区	0選挙区

その一方で、分割市区町は、従前の88から17増加して105となった(乙第18号証の6)。

なお、分割市区町は、平成8年当時は29選挙区15市区であり、平成14年当時にも32選挙区16市区であったが、平成23年大法廷判決後の平成25年改正当時には、116選挙区88市区町となり、さらに、平成27年大法廷判決後の平成29年改正当時には、合計138選挙区105市区町にまで増加した(乙第18号証の6)。

これに対し、地方公共団体等からは、平成29年改正後も、同改正について、選挙人の混乱、選挙事務負担の増大、地域の一体感の低下、投票率の低下や無効票の増加を懸念する声等、投票価値の較差の是正に伴う様々な弊害等に関する意見等^{*14}が出された(乙第19号証の1ないし11、乙第20号証の1ないし13)。その中には、「人口のみを以って議員を配分すれば政策においても、大都市圏の食料、水道用水、電気等を供給する地方は、冷

*14 例えば、松山市からは、「一票の格差是正は必要であると考えているが、本市の一部について、地域事情を考慮せず、一方的かつ原則を無視して分割したことは、誠に遺憾であり断固として受け入れがたいものである。(中略)区割り改定法の再考と単に人口比例配分だけではなく、行政、地勢、交通、歴史的沿革など地域の実情を踏まえた選挙制度の抜本的な見直しを強く要望する」との意見が出された(乙第19号証の9)。

遇の憂き目にあい過疎自治体の消滅を加速させることは明らか」（乙第19号証の1ないし3）、同改正により定数が減った熊本県からも、「地方から議席数が減ると地方の声が国政に反映されにくくなる恐れがあり、地方創生の流れに逆行する懸念がある」（乙第20号証の2）との指摘があったほか、行政区画を分割する区割りの改定に疑問を呈する有権者の具体的な声（乙第20号証の3及び7）も報じられたところであった。

(18) 平成29年選挙の施行について

平成29年9月28日、衆議院が解散され、同年10月22日、本件選挙区割りの下で、衆議院議員総選挙（平成29年選挙）が施行された。

平成29年選挙当日における選挙区間の最大較差（選挙人）は、鳥取県第1区と東京都第13区との間の1対1.979であり、最大較差（選挙人）が2倍以上となった選挙区は0であった（乙第2号証の4）。

(19) 平成30年大法廷判決について

平成29年選挙に関する選挙無効請求訴訟に係る平成30年大法廷判決は、本件選挙区割りについて、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということとはできないと判示した。

同判決は、その理由中において、アダムズ方式を導入した平成28年改正やその後の平成29年改正について、「平成32年に行われる国勢調査の結果に基づく選挙区割りの改定に当たり、各都道府県への定数配分を人口に比例した方式の一つであるアダムズ方式により行うことによって、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させ、その状態が安定的に持続するよう立法措置を講じた」ものであると評価し、「本件選挙（引用者注：平成29年選挙）当時においては、新区画審設置法（引用者注：平成28年改正後の区画審設置法）3条1項の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたといえることができる」とした上で、「平成27年大法廷判決が平成26年選挙当時の選挙区割りについて判示した憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は、

平成29年改正法による改正後の平成28年改正法によって解消されたものと評価することができる」と判示している。

(20) 平成29年選挙後、本件選挙施行までの状況

平成29年改正後の選挙区割り（本件選挙区割り）については、平成29年選挙の施行後も、地方公共団体等から、分割市区町の解消等区割りの見直しを求める意見が寄せられていた（乙第24号証の1ないし7）。具体的には、例えば、指定都市選挙管理委員会連合会からは、「平成29年の見直しにおいては、一票の格差是正のみが行われた結果、分割区が全国的に増加する一方で、極端な例として選挙人名簿登録者数が10人に満たない投票区すら解消されずに残されたままとなっている。このような状況は、選挙人に誤解や混乱を招くとともに、ひいては、政治への無関心や投票率の低下にもつながりかねないものであり、また、投開票事務を複雑化し、効率化を阻害する要因である」との意見が表明され（乙第24号証の5）、全国市長会からも、同様に、「都市自治体内において衆議院小選挙区が分割されていることにより、地域の一体感の阻害、選挙事務の非効率などを招いていることから、分割状態が解消されるよう見直しを行うこと」が提言され（乙第24号証の6）、平成29年改正により定数が減ることとなった熊本県天草市議会からは、「今回の改正公職選挙法で議席を減らした地方では、少子高齢化による人口減少が進み、『アダムズ方式』による見直しでは、更なる議席の削減や選挙区の区割りの見直しが懸念される」との意見が表明される（乙第24号証の1）などした。

令和2年10月1日を調査時点とする大規模国勢調査が実施され、令和3年6月25日、その結果の速報値が公表され（乙第1号証の1の1）、同年11月30日、その結果の確定値が公表された（乙第1号証の1の2、乙第23号証の1及び2）。これによると、平成27年から令和2年までの5年間における各都道府県の人口については、その5年間を通じて較差2倍未満

とすべく選挙区割りの改定を行った平成28年改正及び平成29年改正が前提とした平成32年見込人口を算出した際に想定したところと異なる人口移動が示されており、具体的には、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、福岡県の5都県に平成32年見込人口が計算上想定した増加率を超える割合で人口が流入している一方、北海道、青森県等の33道府県からは、平成32年見込人口が計算上想定した減少率を超える割合で人口が流出するなどしている状況が、統計上認められた（乙第23号証の2・8ページ）。

(21) 本件選挙の施行について

令和3年10月14日、衆議院が解散され、同月31日、本件選挙区割りの下で、衆議院議員総選挙（本件選挙）が施行された。

平成29年改正以降、区割規定に関する法改正はされておらず、本件区割規定は、平成29年選挙時の区割規定と同一のものである（本件選挙区割り自体も、平成29年選挙時の選挙区割りと同一である。）が、後記(22)で述べるとおり、区画審により、アダムズ方式に基づく都道府県別定数を前提に、国勢調査人口による選挙区間の最大較差が2以上とならないような選挙区割りの改定案の勧告が令和4年6月25日までに行われる予定である。

令和2年10月1日を調査時とする大規模国勢調査の結果（令和3年11月30日公表に係る確定値〔乙第1号証の1の2、乙第23号証の1及び2〕による。以下、令和2年の大規模国勢調査の結果は、いずれも確定値に基づく。）による最大較差（人口）は、鳥取県第2区と東京都第22区との間の1対2.096であり、23選挙区において、較差（人口）が2倍以上となった（乙第1号証の1の2）。

また、本件選挙当日における選挙区間の最大較差（選挙人）は、鳥取県第1区と東京都第13区との間の1対2.079であり、29の選挙区において、較差（選挙人）が2倍以上となった（乙第1号証の2）。

(22) 今後実施が予定される選挙区割りの改定について

現行の区画審設置法によって予定されている、アダムズ方式に基づく都道府県別定数を前提とする、国勢調査人口による選挙区間の最大較差が2以上とならないような選挙区割りの見直しについては、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に、区画審が選挙区割りの改定案を作成し勧告することとされている（同法4条1項）。そのため、今後、令和2年実施の大規模国勢調査の結果（速報値）が官報で公示された令和3年6月25日（乙第1号証の1の1・1ページ）から1年以内に（令和4年6月25日までに）区画審による選挙区割りの改定案の勧告がされ、同勧告を受け、その内容を実現する立法的措置が講じられることとなる見込みである。

実際、令和2年実施の大規模国勢調査の結果（速報値）が令和3年6月25日に官報で公示されたことを受け、改定案の作成に向けて、同年7月2日以降、数次にわたり区画審が開催されており、各選挙区の人口、選挙区の現状等のレビュー、都道府県知事への意見照会等についての審議が行われているところである（乙第29号証）。

なお、令和2年の大規模国勢調査の結果を前提に、区画審設置法3条2項に基づく改定後の都道府県別定数を計算すると、定数が増加するのは、東京都（5増）、神奈川県（2増）、埼玉県（1増）、千葉県（1増）及び愛知県（1増）であり、定数が減少（いずれも1減）するのは、宮城県、福島県、新潟県、滋賀県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県及び長崎県の10県である。そして、同改定前の都道府県間の最大較差（人口）は、東京都（54万2569人）と鳥取県（27万4549人）の間の1.976倍であるところ、同改定後における都道府県間の最大較差（人口）は、岡山県（46万5829人）と鳥取県（27万4549人）との間の1.697倍となる見込みである（乙第1号証の1の2・2ページ）。

5 諸外国の選挙制度及び投票価値の較差の状況

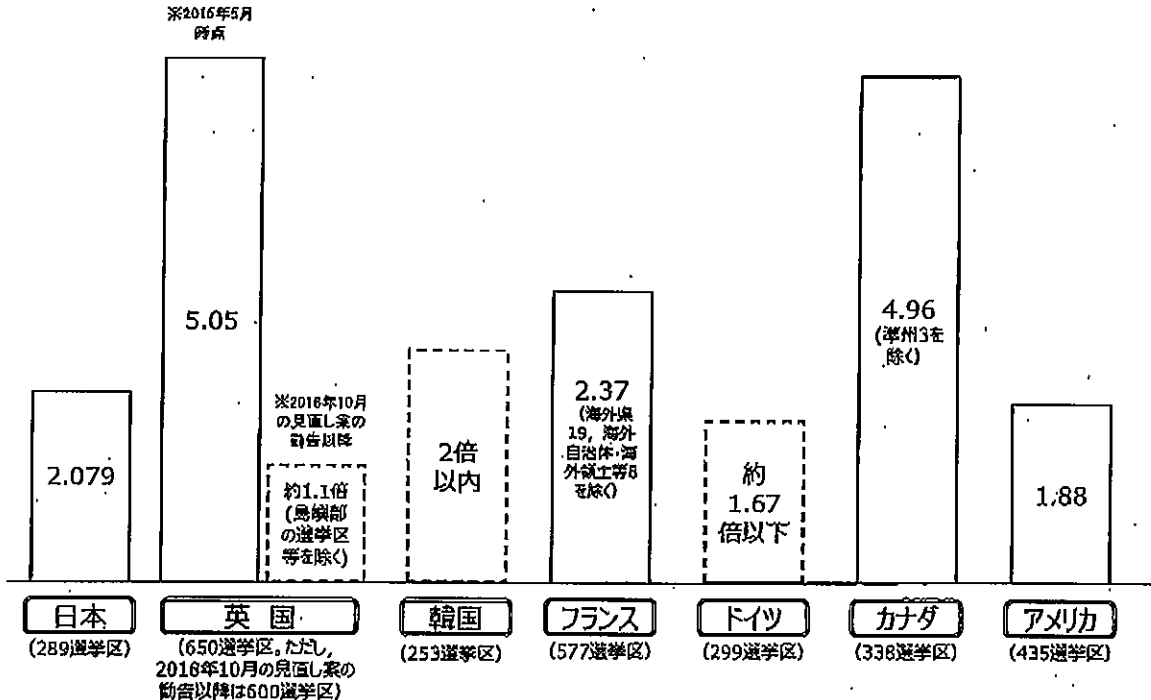
諸外国の選挙制度について見ると、以下のとおり、アメリカ合衆国を除く国においては、選挙区間の人口の均衡を図りつつ、いわゆるゲリマンダー（選挙において特定の政党や候補者に有利なように選挙区を区割りすること）を避けるため、原則として行政区画の境界も尊重するという立場が採られている（乙第25号証の2）。

また、諸外国の下院における投票価値の較差は、以下のとおり、各国により様々であって、選挙区間の最大較差が2倍を超える国も少なくないなど、諸外国においても、必ずしも各選挙区の議員1人当たりの人口が同じでなければならないとする見解が採用されているとはいえない状況にある。

さらに、区割りの見直しの間隔については、一定期間ごとに見直さなければならないとする国が多く（87か国・地域を対象とした比較調査によると、選挙区割りが必要とされている国は60か国に上り、その約57パーセントの国で、一定期間ごとに区割りの見直しを行っている。）、その期間の長さは、短い国で3年、長い国で12年となっているが、我が国と同様に10年ごととする国も多い状況である（乙第25号証の2・2ページ）。

「諸外国における選挙区割りの見直し」の概要

○ 韓国、ドイツ、2018年10月以降の見直しの勧告後のイギリスについては、実際の較差は不明のため、制度上の較差の許容限度を記載。



〔「諸外国における選挙区割りの見直し」(平成25年4月 国立国会図書館 調査と情報第782号) 等をもとに作成〕

(1) アメリカ合衆国

アメリカ合衆国においては、小選挙区制が採用されており、州内の選挙区間では可能な限り人口は同数でなければならないとされている。

もともと、定数を州に配分した上で州内の区割りをを行うという二段階の手続を踏むことから、州と州との間では必然的に一定程度の較差が生じ、連邦レベルでは選挙区間で2倍近い最大較差が生じている(以上につき、乙第25号証の1, 乙第25号証の2・3ないし5ページ, 乙第27号証の4)。

なお、アメリカ合衆国の州内の選挙区割りについては、「多くの州で、州議会の多数派を握る政党が自党に有利な区割りを作るのが通例」とされているが、平成30年1月22日には、東部ペンシルベニア州最高裁において、同州内の選挙区割り(共和党に有利な区割り〔ゲリマンダー〕)と指摘され、

不自然な形になっていたもの)は「州憲法に違反する」との判決がされ、同判断は連邦最高裁においても維持されている(乙第25号証の5, 乙第25号証の6)。

区割りの見直しについては、10年ごとの国勢調査の結果を受けて行われ、国勢調査人口により、国勢調査局が、定数435議席を50州の人口に応じて均等比例方式(ヒル式)*15により再配分し、1議席しか配分されない州を除く各州が、区割りを定める州法に基づき、配分議席数の選挙区に再区画すると、その後10年間は是正されないものとされている(乙第25号証の2・4ページ)。

(2) 英国

英国においては、小選挙区制が採用されており、平成23年(2011年)の議会選挙制度及び選挙区法の改正前は、選挙区間で5倍を超える最大較差が存在していたが、同改正後、原則として、各選挙区の有権者数は全国選挙区平均有権者数の95パーセント以上105パーセント以下でなければならないという基準が設けられるとともに、議員定数を650人から600人に削減することが定められた。

もともと、上記の基準には例外が設けられており、具体的には、①1万2000～1万3000平方キロメートルの選挙区については、有権者数が全国平均の95パーセント未満となることを妨げない、②島嶼部の4選挙区^{とっしょ}については、有権者数の基準を適用しないなどとされている。この点、英国の有権者数を上記改正後の総定数600で割った平均有権者数は7万0600人であるのに対し、②の例外となる選挙区のアウターヘブリディーズ諸島の有権者数は2万1837人、オークニー諸島及びシェットランド諸島の有権

*15 乙第25号証の2・4ページ脚注23参照

者数は3万3755人であるため（以上の有権者数は、いずれも平成22年〔2010年〕12月1日現在のものである。）、上記の基準の例外となる選挙区を含めると、選挙区間の最大較差が1.1倍を上回る事となる。具体的には、例外となる選挙区では、改正後の基準上許容されている全国選挙区平均有権者数の105パーセント（ $70,600 \times 1.05 = 74,130$ 人）と比較すると、約3.4倍（ $74,130 \div 21,837 \approx 3.4$ ）の較差が発生することとなる。また、上記改正後の区割り案は、当初、平成25年（2013年）10月までに作成される予定であったが、その後、区割り案の作成期限が平成30年（2018年）10月まで延期され、定数削減も延期された。

なお、前記改正前は、選挙区が県などの行政区画の境界をまたがないことが原則とされており、上記改正後においても、行政区画は、選挙区の大きさ、形状及び交通の利便性等の地理的事項、既存の選挙区割り、選挙区の変更により断たれる地域的つながり及び選挙区の変更によって生じる不都合とともに、選挙区割りを策定するに際して考慮することができる事項とされている（以上につき、乙第25号証の1、乙第25号証の2・6ないし8及び12ページ、乙第25号証の3・83及び88ページ）。

また、区割りの見直しの方法については、英国内の各地域に設定される選挙区画委員会が区割りの見直しを行うこととされており、前記法改正前は、法律により各地域へのおおよその定数配分を規定し、8～12年ごとに区割りを見直すこととされていたが、改正後は、議会任期が5年に固定されたことに併せて、5年ごとに各地域の有権者数に応じて定数600議席をサンラグ式*16で配分した上で、委員会が見直し案を勧告することとなった（乙第25号証の2・7ページ）。

*16 乙第25号証の2・7ページ脚注49参照

(3) ドイツ連邦共和国

ドイツ連邦共和国（連邦議会）においては、小選挙区比例代表併用制が採用されており、単純小選挙区制の選挙により総定数の一部の小選挙区当選人を定めながら、これを含む全体の議席を原則的に比例代表制で政党に配分する制度であり、超過議席や調整議席により議員総数が総定数を超えることが認められているなど、我が国の小選挙区選挙制度と前提が異なるため、我が国と単純に比較することはできないが、各選挙区の人口は、全国の小選挙区平均人口からの偏差が15パーセントを超えないようにし、25パーセントを超えてはならないとされている。そのため、選挙区間の最大較差は約1.67倍以下となる。

なお、人口以外の区割りの基準として、選挙区がまとまりのある一つの地域をなすべきこと、市町村、郡及び郡と同格の市の境界をできるだけ遵守すべきことが規定されている（以上につき、乙第25号証の1、乙第25号証の2・9及び10ページ）。

また、区割りの見直しは、総選挙後の新議会の開始から15か月以内に行わなければならないが、連邦議会議員の任期は4年であるため、原則として4年ごとに見直される。配分方法としては、連邦区画委員会が、小選挙区の定数299議席を、16の州に応じてサンラグ＝シェパース式^{*17}で配分する（乙第25号証の2・9ページ）。

(4) フランス共和国

フランス共和国においては、小選挙区二回投票制が採用されており、平成21年（2009年）1月以前には、各県に2議席以上の配分が保障され、選挙区間の最大較差も5倍以上となっていた。

*17 乙第25号証の2・9ページ脚注66参照

しかし、同月にこのような議席配分方法について違憲判断がされたことを受けて議席配分方法が見直され、選挙区間の最大較差は約2.37倍に縮小した（ただし、海外領土及び在外フランス人選挙区については除く。）。

なお、人口以外の区割りの基準としては、パリ等を除いて人口50,000人以下の市町村及び地続きで人口4万人以下の小郡は分割しないこと等が規定されている（以上につき、乙第25号証の1、乙第25号証の2・10ないし12ページ）。

区割りの見直しについては、旧選挙法では、「選挙区は、人口の変動に応じ、前回の画定以降二度目の人口一般調査の後」に見直しを行う旨規定されていたが、改正後の選挙法には、見直しの間隔に関する定めはなく、また、見直しの機関については、大統領と上下両院議長がそれぞれ指名する3名等から成る独立委員会及び政府によることが定められている。そして、見直しの手順としては、海外領土や在外選挙区を除く100県の人口に応じて566議席を区切り方式を用いて配分することとされている（以上につき、乙第25号証の2・11及び14ページ）。

(5) 大韓民国

大韓民国では、小選挙区比例代表並立制が採用されており、平成26年（2014年）まで、選挙区間の較差は3倍まで許容されていた。

しかし、憲法裁判所が、同年10月、3倍の人口較差について、憲法不合法（違憲状態だが直ちに無効とはしない）決定を下し、立法府に対し、人口較差を2倍以内に抑えるための立法措置を講じるよう求めたことを受けて、平成27年（2015年）に必要な法改正がされた（以上につき、乙第25号証の1、乙第25号証の4）。

(6) カナダ

カナダにおいては、小選挙区制が採用されており、選挙区間の最大較差は、平成23年（2011年）国勢調査人口によれば4.96倍（ただし、準州

を除く。)である(乙第25号証の1)。

第4 被告の主張

1 被告の主張の要旨

被告の主張は、後記2以下において詳述するが、その要旨は次のとおりである。

(1) 衆議院議員総選挙に関する選挙無効請求訴訟における区割規定及びそれに基づく選挙区割りの合憲性の判断枠組みについて(後記2)

憲法は、投票価値の平等を要求しているが、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。

そして、選挙制度の仕組みの決定については国会の広範な裁量に委ねられているのであるから、小選挙区制度における具体的な選挙区割りや、その前提となる区割規定を定めるに当たっては、投票価値の平等を最も重要かつ基本的な基準としつつも、較差という客観的かつ形式的な数値だけでなく、当該較差の数値の背後にある選挙制度の仕組みや、当該較差を生じさせる要因等も含めて種々の政策的考慮要素を総合的に考慮した上で、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められ、その調和が保たれる限りにおいて、当該選挙制度の仕組みを決定したことが、国会の合理的な裁量の範囲を超えるということにはならないというべきである。

したがって、選挙制度の憲法適合性は、以上のような国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになる。すなわち、国会が選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、投票価値の平等の要請に反するため、国会に認められる裁量権を考慮しても

なおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである。

(2) 本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないこと（後記3）

ア 平成23年大法廷判決は、平成24年改正前の区画審設置法3条1項について、投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものと評価し、その後の平成25年大法廷判決及び平成27年大法廷判決も、そのような評価を前提として、立法府に対し、同項ないし平成28年改正前の区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備を求めてきた。

平成24年以降の各改正は、国会が、選挙区間の最大較差が2倍未満となる状態を安定的に維持すべく、1人別枠方式を廃止し、人口比例による議席配分の見直しを定期的を実施する仕組みを確立させる内容のものである。また、平成28年改正では、4年後の平成32年見込人口を基準としても最大較差が2倍未満になるようにする選挙区割りの改定を行う措置が講じられ、平成29年改正によってその措置も実現されるに至った。このような平成24年以降の各改正は、平成23年から平成27年までの各大法廷判決が繰り返し国会に求めてきた立法的措置の内容に適合し、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において、投票価値の平等の要請を調和的に実現した立法的措置と評価することができる。

以上によれば、平成24年以降の各改正を経て成立した本件区割規定が、国会の合理的な裁量の範囲の限界を超えるものではないことは明らかである。この点は、平成29年選挙に関する平成30年大法廷判決も、平成24年以降の各改正につき、違憲状態と指摘した各大法廷判決の趣旨に沿うものであり、国会の裁量権の行使として合理性を有するものと評価した上で、違憲状態は本件区割規定が成立した時点で解消された旨を明示的に判

断しているところである。

イ そして、本件選挙区割りには、平成29年選挙時と同一のもの、すなわち、アダムズ方式に基づく議席配分が平成32年の大規模国勢調査以降に実施されるまでの漸進的な是正を図る措置として定められた平成28年改正法及び平成29年改正法により改正された区割規定（本件区割規定）に基づき定められたものであり、選挙区割り自体も平成29年選挙時のものと同一であるから、平成29年選挙に係る平成30年大法廷判決によるそれらの評価と同様の評価がされるべきであり、違憲状態に至っていると評価することはできないというべきである。

この点、平成32年（令和2年）の大規模国勢調査の結果によれば、本件選挙時において、選挙区間の最大較差（人口）が2.096（最大較差〔選挙人〕は2.079）であり、そのほかにも2倍以上の較差が生じた選挙区が生じたことは事実であるが、区割規定やそれに基づく選挙区割りの憲法適合性を判断するに当たっては、前記のとおり、最大較差の数値や較差が2倍以上となった選挙区の数という客観的かつ形式的な数値だけでなく、当該較差の数値の背後にある選挙制度の仕組みや、当該較差を生じさせる要因等も含めて種々の政策的考慮要素を総合的に考慮する必要がある。

平成28年改正法は、平成22年の大規模国勢調査から平成27年の簡易国勢調査までの日本国民の人口の増減率に基づき算出した平成32年見込人口を基準としても最大較差を2倍未満とすることを基本とすることとしたものであり、当該増減率と異なる人口移動があったことを要因として、結果的に2倍以上の較差が生じることも当然にあり得ることであって、平成23年から平成27年までの各大法廷判決が問題視してきた1人別枠方式のような選挙制度自体に起因する構造的な問題により2倍以上の較差が生じたものではない。

そもそも、現行の選挙制度では、選挙制度の安定性の要請を勘案し、大規模国勢調査の結果を踏まえて10年単位で、又は簡易国勢調査の結果によっては5年単位でも選挙区割りの改定を行うこととしており、アダムズ方式に基づく議席配分を最初に実施する時期も、諸般の事情を考慮した平成28年改正当時の国会の判断により、平成32年（令和2年）の大規模国勢調査以降とされたものである。かかる経緯からすれば、平成29年改正以降アダムズ方式に基づく都道府県別定数を前提とする最初の選挙区割りが決定されるまでの間や、今後の10年又は5年単位の選挙区割りの改定と改定の間、ある程度の較差の変動が生じることは、当然にあり得ることであり、そのような場合に備えて10年又は5年単位で選挙区割りをを行い、是正するという現行の選挙制度が整備されているといえることができる。

今後、アダムズ方式に基づいて都道府県別に定数配分をすれば、都道府県間の最大較差は1.697倍まで下がることが見込まれる。この都道府県別定数を前提に、国勢調査人口による選挙区間の最大較差が2以上とならないような選挙区割りの改定案の勧告が、令和4年6月25日までに終わることが法律上予定されているところであり、前記較差（人口）の問題も、早晚確実に解消される見込みである。

ウ 以上のような事情を考慮すれば、本件選挙区割りが違憲状態に至っているということとはできない。

- (3) 仮に違憲状態にあったとの評価をすとしても、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえないこと（後記5）

平成30年大法廷判決は、平成27年大法廷判決が平成26年選挙当時の選挙区割りについて判示した憲法の投票価値の平等の要求に反する状態が、平成29年改正法による改正後の平成28年改正法によって解消された旨明示的に判断している。

本件選挙は、平成30年大法廷判決後に初めて行われた総選挙であるから、仮に何らかの事情により同判決における本件選挙区割りに関する評価が覆り、違憲状態に至っているとしても、国会において、そのことを認識すべき契機が存在したとはいえず、その状態を認識し得ない状況であったことは明らかである。

また、平成28年改正の時点で、立法府である国会の判断として、アダムズ方式による議席配分を実施するのが平成32年（令和2年）の大規模国勢調査以降とされており、先にも述べたとおり、それまでの間にある程度の較差の変動が生じることは当然にあり得ることであり、そのような場合に備えて10年又は5年単位で選挙区割りをを行い、是正するという現行の選挙制度が整備されているといえることができる。

したがって、仮に本件選挙区割りが違憲状態に至っていたとしても、国会が、憲法上要求される合理的期間にその是正をしなかったということはいえない。

2 衆議院議員総選挙に関する選挙無効請求訴訟における区割規定及びそれに基づく選挙区割りの合憲性の判断枠組みについて

衆議院議員総選挙に関する選挙無効請求訴訟では、区割規定及びそれに基づく選挙区割りの合憲性に係る判断枠組みとして、これまでの最高裁の累次の判例によって、①選挙区割りが投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態（以下「違憲状態」という。）に至っているか否か、②違憲状態に至っている場合には、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったとして区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か、③区割規定が憲法の規定に違反するに至っている場合には、選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否か（いわゆる事情判決とするか否か）、という枠組みが示されてきており（昭和51年大法廷判決、昭和58年大法廷判決、最高裁昭和60年7月17日大法廷判決・民集39巻5号1100ページ

〔以下「昭和60年大法院判決」という。〕、同平成5年1月20日大法院判決・民集47巻1号67ページ〔以下「平成5年大法院判決」という。〕、平成11年大法院判決、平成19年大法院判決、平成23年から平成27年までの各大法院判決)、前回の衆議院議員総選挙である平成29年選挙に関する平成30年大法院判決の多数意見も、同様の判断枠組みを採用している(平成30年大法院判決、日置朋弘・最高裁判所判例解説民事篇〔平成30年度〕446ページ)。

以下、議論の前提として、本件における主たる争点である前記①の点について、累次の最高裁大法院判決が採用してきた考え方を確認することとする。

(1) 選挙制度の決定は国会の広範な裁量に委ねられており、投票価値の平等の要請は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準となるものではないこと

憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。

しかしながら、他方で、憲法は、両議院の議員の選挙について、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は、法律で定めるものと規定し(43条2項、47条)、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるためにどのような選挙制度を採用するかを国会の広範な裁量に委ねているのであるから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。

そうすると、国会が具体的に定めたところはその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するものではないと解すべきである(昭和51年大法院判決、昭和58年大法院判決、昭和60年大法院判決、平成5年大法院判決、平成11年大法院判決、平成19年大法院判決、

平成23年から平成27年までの各大法廷判決及び平成30年大法廷判決のほか、参議院議員選挙に関するものではあるが、最高裁平成29年9月27日大法廷判決・民集71巻7号1139ページ及び同令和2年11月18日大法廷判決・民集74巻8号2111ページ等参照)。

- (2) 国会は、都道府県への議席の配分や区割規定を含む選挙制度の決定に際して、投票価値の較差の背後にある選挙制度の仕組みや当該較差を生じさせる要因など投票価値の平等の要請以外の種々の要素を考慮することができること

衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち議席の配分及び選挙区割りの決定に際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められるものと解される。

他方で、前記(1)で述べたとおり、投票価値の平等の要請は、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、選挙制度の決定については、憲法上、国会の広範な裁量に委ねられているのであるから、選挙制度の決定に際しては、投票価値の平等の要請以外の種々の要素も、合理性を有するものである限り、国会において考慮することが許容されているものと解される。

すなわち、国会は、選挙制度の決定に際し、人口の都市集中化及びこれに伴う人口流出地域における過疎化の現象等の社会情勢の変化を選挙区割りにどのように反映させるかといった政治における安定の要請、地方公共団体からの選挙制度に関する意見等の様々な要素を考慮することが許容され、また、都道府県への議席配分後の段階では、都道府県を細分化した市区町村を基本的な単位として、従来の選挙の実績、選挙区としてのまとまり具合、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況等、国政遂行のための民

意的確な反映を実現するために必要な種々の要素を適切に考慮することが許容されているものと解される（平成5年大法廷判決・民集47巻1号84ページ，平成11年大法廷判決・民集53巻8号1470ページ，平成19年大法廷判決・民集61巻4号1638ページ）。そして，国会は，選挙制度の是正の方法についても幅広い裁量権を有しているところ，例えば，投票価値の較差の観点から特定の選挙制度を是正する場合には，投票価値の較差の背後にある選挙制度の仕組みや，当該較差を生じさせる要因，当該選挙制度の是正に伴う問題点及びその解決策等についても考慮しなければならないのであるから，選挙制度の是正に際し，そのような要素を考慮することも当然許容されているものと解される。

以上のような区割規定の合憲性の判断要素に関する考え方については，平成30年大法廷判決に関して，「区割規定の憲法適合性の判断に当たっては，最高裁の累次の判例が示すとおり，投票価値の平等を最も重要かつ基本的な基準としつつ，国会において考慮することが許容されている諸要素を考慮し，投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められるものであるため，客観的かつ形式的な数値のみで違憲状態にあるか否かを判断することはできず，当該数値の背後にある選挙制度の仕組みや投票価値の較差を生じさせる要因等をも考慮する必要があるように思われる（中略）。本判決（引用者注：平成30年大法廷判決）の多数意見が，本件選挙当時における投票価値の較差の程度のみならず，平成27年大法廷判決後にされた選挙制度調査会の答申やこれを前提とする平成28年改正法及び平成29年改正法の内容に言及するのも，このような本件選挙制度の下における投票価値の較差を生じさせる要因等を前提とした上で，本件選挙当時における投票価値の較差の程度を問題とし，もって本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあるか否かを判断すべきものと考えたことによるものと思われる」と解説されているように（日置・前掲判例解説448及び449

ページ)、平成30年大法廷判決においても採用されているものと考えられる。

したがって、国会がこれらの諸要素を踏まえて区割規定を含む選挙制度を決定することは、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限り、国会の合理的な裁量の範囲を超えるものではないというべきであり、国会が選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、投票価値の平等の要請に反するため、国会に認められる裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に初めて憲法に違反することになるものと解すべきである(昭和51年大法廷判決、昭和58年大法廷判決、昭和60年大法廷判決、平成5年大法廷判決、平成11年大法廷判決、平成19年大法廷判決、平成23年から平成27年までの各大法廷判決、平成30年大法廷判決)^{*18}。

なお、参議院議員選挙に関する選挙無効請求訴訟に係る累次の最高裁大法廷判決も、区割規定やそれに基づく選挙区割りの合憲性を判断するに当たって、基本的に、同様の判断手法を採用してきたところである(最高裁平成8年9月11日大法廷判決・民集50巻8号2283ページ、同平成24年10月17日大法廷判決・民集66巻10号3370ページ、同平成26年1

*18 昭和51年大法廷判決、昭和58年大法廷判決、昭和60年大法廷判決及び平成5年大法廷判決では、違憲状態となる場合について、「具体的に決定された選挙区割りや議員定数の配分の下における選挙人の有する投票価値に不平等が存在し、それが国会において通常考慮し得る諸般の要素を斟酌してもなお、一般に合理性を有するものとは考えられない程度に達しているときは、上記のような不平等は、もはや国会の合理的裁量の限界を超えていると推定され、これを正当化すべき特別の理由が示されない限り、選挙区割り等が憲法の投票価値の平等に反する状態にある」などと判示されていた。平成11年大法廷判決以降の各大法廷判決では、上記判示の文言はなくなり、本文記載のとおりとなったが、平成11年大法廷判決においても、同文言の部分に昭和51年大法廷判決等が引用されていることから、平成11年大法廷判決以後の本文記載の判断枠組みとそれ以前の判断枠組みは、基本的に同じ趣旨のものと解される。

1月26日大法廷判決・民集68巻9号1375ページ，同平成29年9月27日大法廷判決・民集71巻7号1139ページ，同令和2年11月18日大法廷判決・民集74巻8号2111ページ）*19。

この点，原告らは，「憲法は，できる限り人口に比例する選挙を要求する」，「憲法56条2項，憲法1条，憲法前文第1項第1文前段は，【選挙が人口比例選挙（即ち，1人1票選挙）であること】を要求する」などと主張する（準備書面（1）61，76ないし78，133ないし138ページ等）。しかしながら，このような原告らの主張は，前記のとおり，区割規定の憲法適合性の判断に当たって，投票価値の平等を最も重要かつ基本的な基準としつつ，国会において考慮することが許容されている諸要素を考慮し，投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることを許容してきた累次の最高裁大法廷判決の立場と相いれず，理由がない。

3 本件選挙時において，本件区割規定やこれに基づく本件選挙区割りは，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないこと

前記2の判断枠組みの下で，本件区割規定やこれに基づく本件選挙区割りが，違憲状態に至っているか否かについて見ると，まず，平成24年以降の各改正は，平成23年から平成27年までの各大法廷判決が繰り返し国会に求めてきた立法的措置の内容に適合し，国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において，投票価値の平等の要請を調和的に実現した立法的措置と評価することができるのであるから，平成24年以降の各改正を経て成立した区割規定が，国会の合理的な裁量の範囲の限界を超えるものでは

*19 ただし，参議院議員選挙に関する選挙無効訴訟に係る累次の最高裁大法廷判決が採用する判断枠組みの文言が，衆議院のそれとは完全に同一ではないことについて，西川知一郎・最高裁判所判例解説民事篇（平成10年度）724ないし727ページ及び川神裕・最高裁判所判例解説民事篇（平成8年度）703ないし707ページ参照。

ないことは明らかである（後記(1)）。

そして、平成23年から平成27年までの各大法廷判決が指摘してきた違憲状態は、平成24年以降の各改正を経て成立した区割規定に基づく選挙区割りの下で実施された平成29年選挙の時点で解消されたといえることができる（後記(2)）。

しかるところ、本件選挙区割りは、平成29年選挙時の選挙区割りと同一の区割規定（本件区割規定）に基づき定められたものである以上、それと同様の評価がされるべきものであり、違憲状態に至っているとはいえない。本件選挙時の選挙区間の最大較差（人口）が2.096（最大較差〔選挙人〕は2.079）であり、そのほかにも2倍以上の較差が生じた選挙区が存在するとしても、平成28年改正法は平成32年見込人口においても較差を2倍未満とすることを基本とすることとしたものであり、平成22年の大規模国勢調査から平成27年の簡易国勢調査までの日本国民の人口の増減率と異なる人口移動があったことを要因として、結果的に2倍以上の較差が生じることも当然にあり得ることであり、前記のような本件選挙における較差が選挙制度自体に起因する構造的な問題により2倍以上の較差が生じたものではないこと、アダムズ方式に基づく都道府県別定数を前提に、国勢調査人口による選挙区間の最大較差が2以上とならないような選挙区割りの改定案の勧告が令和4年6月25日までに行われることが法律上予定されていること、同選挙制度が、選挙制度の安定性の要請を勘案して10年又は5年単位で選挙区割りの改定を行うこととしており、平成29年改正による選挙区割りの下での選挙とアダムズ方式に基づく都道府県別定数を前提とする選挙区割りの下での最初の選挙との間を含め、10年又は5年単位で改定される選挙区割りの下での各選挙区間に、僅かな較差の変動があり得たとしても、10年又は5年単位で選挙区割りをを行い、是正するという現行の選挙制度が整備されていること等を考慮すれば、本件選挙区割りが違憲状態に至っているといえることはできない（後記(3)）。

以下、詳述する。

(1) 平成24年以降の各改正の意義（平成24年以降の各改正が、平成23年から平成27年までの各大法廷判決が繰り返し国会に求めてきた立法的措置の内容に適合するものであり、かかる平成24年以降の各改正後の区割規定が合憲であること）

ア 違憲状態を指摘してきた平成23年から平成27年までの各大法廷判決が、国会に求めていた立法的措置の内容について

(7) 平成23年から平成27年までの各大法廷判決は、平成24年改正前の区画審設置法3条1項及び平成28年改正前の区画審設置法3条（諸般の事情を総合的に考慮して、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるように区割りをすることを基本とする規定）について、一貫して、投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものであると評価し、その趣旨に沿った立法的措置を求めてきた。

すなわち、前記第3の4(2)、(3)、(7)及び(10)で述べたとおり、平成23年大法廷判決は、平成24年改正前の区画審設置法3条1項について、「選挙区の改定案の作成につき、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるように区割りをすることを基本とすべきものとしており、これは、投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものといえることができる。」と評価した上で（民集65巻2号779ページ）、「事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに（中略）1人別枠方式を廃止し、区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある」と指摘していた（同782ページ）。

また、平成25年大法廷判決も、平成28年改正前の区画審設置法3条が投票価値の平等の要請に配慮した合理的な基準を定めたものであることを前提に、平成24年選挙当時の選挙制度について、「全体として

新区画審設置法（引用者注：平成28年改正前の区画審設置法）3条の趣旨に沿った選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえない」と指摘した上で（民集67巻8号1525ページ）、「国会においては、今後も、新区画審設置法（引用者注：平成28年改正前の区画審設置法）3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要がある」と判示していた（同1526ページ）。

さらに、平成27年大法廷判決も、平成25年大法廷判決と同様に、平成28年改正前の区画審設置法3条の合理性を前提に、平成26年選挙において「このような投票価値の較差が生じたことは、全体として新区画審設置法（引用者注：平成28年改正前の区画審設置法）3条の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたとはいえないことの表れというべきである」と指摘した上で（民集69巻7号2059ページ）、「国会においては、今後も、（中略）新区画審設置法（引用者注：平成28年改正前の区画審設置法）3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要がある」と判示していた（同2063ページ）。

- (イ) このように、平成23年から平成27年までの各大法廷判決は、平成24年改正前の区画審設置法3条1項や平成28年改正前の区画審設置法3条の合理性を前提として、これらに基づく各選挙が施行された時点における選挙区間の最大較差が2倍以上に達していること及び2倍以上の較差が生じている選挙区数等に言及した上で、これらの主たる要因として1人別枠方式による議席配分や同方式廃止後もその構造的な問題が最終的に解決されていないことなどを指摘し、当該区割規定の定める選挙区割りや投票価値の平等の要求に反する状態にあったと判示するとともに、国会に対し、平成24年改正前の区画審設置法3条1項あるいは平成28年改正前の区画審設置法3条の趣旨に沿った立法的措置を講じ

ることを求めてきたものということができる*20。

- (ウ) そして、平成24年改正前の区画審設置法3条1項や平成28年改正前の区画審設置法3条は、行政区画、地勢、交通等の諸般の事情を総合的に考慮して、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるように区割りすることを基本とする規定であるから、平成23年から平成27年までの各大法廷判決は、国会において、1人別枠方式を廃止する措置を施し、さらに、上記のような諸般の事情を総合的に考慮した上、選挙区間の最大較差が2倍未満となるような措置を講じること、すなわち、平成24年改正後の区画審設置法3条1項あるいは平成28年改正前の区画審設置法3条の趣旨に沿った立法的措置を講じることをもって、憲法が予定する司法権と立法権との関係に照らして立法府に求められる責務と

*20 付言すれば、参議院議員選挙の選挙無効請求訴訟に関する最高裁判所大法廷判決の中にも、平成28年改正前の区画審設置法3条の合理性を前提として、「衆議院については、この間の改正を通じて、投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として、選挙区間の人口較差が2倍未満となることを基本とする旨の区割りの基準が定められていることにも照らすと、参議院についても、(中略)更に適切に民意が反映されるよう投票価値の平等の要請について十分に配慮することが求められるところである。」(最高裁平成26年11月26日大法廷判決・民集68巻9号1373ページ)と判示するものが存在していたところである。

位置づけていたものということができる^{*21}。

イ 平成24年以降の各改正の意義及び位置づけ

(7) 平成24年改正及び平成25年改正の意義及び位置づけ

平成24年改正及び平成25年改正は、平成23年大法廷判決において上記各改正前の区割規定の定める選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあると判断されたことを踏まえ、平成23年大法廷判決が問題とした1人別枠方式を廃止するとともに同方式に基づく選挙区割りを是正したものである。

すなわち、平成24年改正は、前記第3の4(4)で述べたとおり、平成23年大法廷判決が2倍以上の較差の選挙区を出現させ、増加させる主要な要因であると指摘していた1人別枠方式を廃止し、小選挙区選出議員の定数について0増5減を行ったものである（乙第3号証の1・22ないし28ページ、乙第4号証241ないし243ページ）。

また、平成25年改正は、前記第3の4(6)で述べたとおり、平成24年改正の定めた枠組みに基づき、各都道府県の議席配分につき0増5減した上で、各選挙区の人口が、人口の最も少ない都道府県（鳥取県）

*21 平成25年大法廷判決は、「裁判所において選挙制度について投票価値の平等の観点から憲法上問題があると判断したとしても、自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなく、その是正は国会の立法によって行われることになるものであり、是正の方法についても国会は幅広い裁量権を有しており、上記の判断枠組みのいずれの段階においても、国会において自ら制度の見直しを行うことが想定されているものと解される。換言すれば、裁判所が選挙制度の憲法適合性について上記の判断枠組み（引用者注：本文第4の2で述べた①ないし③の三段階の判断枠組み）の各段階において一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて所要の適切な是正の措置を講ずることが、憲法の趣旨に沿うものというべきである。このような憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、上記①の段階（引用者注：本文第4の2で述べた判断枠組み中、①違憲状態か否かを審査する段階）において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法の判断がされれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負う」と判示している（民集67巻8号1522及び1523ページ）。同様の判示は、平成27年大法廷判決にも認められる。

の区域内における人口の最も少ない選挙区の人口を基準として、当該人口の2倍未満になるようにしたものであり、具体的には、17都県42選挙区の選挙区割りを改定する内容の区割規定を定めたもの（平成24年改正法を一部改正するもの）である（乙第4号証241及び242ページ）。

以上のような平成24年改正及び平成25年改正により、平成28年改正前の区画審設置法3条の趣旨に沿って、平成22年の大規模国勢調査の結果に基づく選挙区間の最大較差（人口）が2.524倍から1.998倍に縮小されたものである（乙第3号証の2・37ページ）。

(イ) 平成28年改正の意義及び位置づけ

平成28年改正は、前記第3の4(13)で述べたとおり、平成23年から平成27年までの各大法廷判決及び平成26年設置の選挙制度調査会による本件答申を踏まえ、衆議院議員の定数を10人削減した上で、選挙区間の較差を更に縮小させるため、平成28年改正前の区画審設置法3条の規定から「を基本」との文言を削除するなどして（別紙1参照、乙第11号証の2・5ページ、乙第13号証の2・1ページ、乙第13号証の3・1ページ）、各選挙区間の最大較差（人口）が2倍以上とならないように厳格化するとともに、小選挙区選挙における都道府県別の議席配分方式として人口比例方式のうちからアダムズ方式を採用し、併せて平成27年の簡易国勢調査に基づく特例措置を設けたものである（乙第11号証の2、乙第13号証の1ないし3）。

すなわち、平成28年改正法の本則は、平成23年から平成27年までの各大法廷判決を受けて実施された、平成24年改正及び平成25年改正に続く一連の投票価値の較差の是正措置の一つであり、1人別枠方式に代わる配分方式として人口比例に基づく配分方式であるアダムズ方式を採用する（平成28年改正後の区画審設置法3条2項）とともに、

簡易国勢調査に基づく較差が2倍以上になった場合には、平成28年改正後の区画審設置法2条の規定による勧告を区画審に義務付ける（同法4条2項）などして、平成23年から平成27年までの各大法廷判決が求める投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講じたものである。

また、平成28年改正法の附則は、本則と同様、一連の投票価値の較差の是正措置の一つであり、平成32年（令和2年）の大規模国勢調査に基づく区割規定の改定（アダムズ方式に基づくもの）までの経過措置が必要となったことに伴い、規定されたものである。すなわち、平成28年改正法附則は、2倍以上の較差の選挙区を出現させ、増加させる主要な要因とされた1人別枠方式に起因する構造的な問題の解決を求める平成23年から平成27年までの各大法廷判決の指摘を踏まえるとともに、激変緩和を図る観点から、平成27年の簡易国勢調査を基にアダムズ方式により都道府県別定数を計算した場合に減員対象となる都道府県のうち、議員1人当たり人口の最も少ない都道府県から順に6県^{*22}を対象として、選挙区の数をそれぞれ1減するとともに（平成28年改正法附則2条2項1号）、将来的にも較差を2倍未満とするため、平成32年見込人口を踏まえた都道府県内における選挙区割りの基準を定めたものである（平成28年改正法附則2条3項、乙第11号証の1及び2）。

そして、平成28年改正に伴う小選挙区選出議員の0増6減の議席配分方式は、1人別枠方式による議席配分の考え方とは全く内容を異にするものであって、1人別枠方式の廃止及び人口比例に基づく配分方式で

*22 この6県は、平成32年（令和2年）の大規模国勢調査に基づく議席配分の見直しの際に減員される都道府県となる蓋然性が極めて高い県である（乙第10号証21ページ、乙第11号証の1・16及び17ページ）。

あるアダムズ方式の導入を前提として初めて可能となった議席配分である（乙第11号証の2・12ないし16ページ）。なお、仮に、平成27年の簡易国勢調査の結果による日本国民の人口を基に、アダムズ方式で計算した都道府県別定数と平成28年改正後の都道府県別定数を比較した場合、定数が異なるのは11県にすぎず、これらの11県についても、将来的にも較差が2倍未満となるようにされていたところである。

(ウ) 平成29年改正の意義及び位置づけ

平成29年改正は、前記第3の4(17)で述べたとおり、平成28年改正法の附則に基づく区画審による本件勧告を受け、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定（19都道府県97選挙区の改定）等を行うもの（平成28年改正法を一部改正するもの）であり、これにより、平成27年の簡易国勢調査に基づく選挙区間の最大較差（人口）を2倍未満（1.956倍）とするのみならず、平成32年見込人口に基づく選挙区間の最大較差（人口）も2倍未満（1.999倍）とするものである（乙第18号証の1。なお、平成29年改正前後の選挙区間の最大較差等については、前記第3の4(17)参照。）。

平成29年改正によって規定された本件区割規定の定める本件選挙区割りには、本件勧告に沿ったものであるところ、本件勧告は、識見が高く、かつ、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し公正な判断をすることができる委員により構成された区画審（区画審設置法6条1項及び2項）の調査審議を経て勧告されたものである（乙第14号証の1及び2）。

そして、本件勧告は、①人口の最も少ない鳥取県内の人口最少選挙区を基準として、平成27年日本国民の人口及び平成32年見込人口において選挙区間の人口較差を2倍未満とすること、②市区町村の区域は、分割しないことを原則とする一方で、一定の分割基準に該当する場合に

は分割することができること、③行政区画に併せ、地勢、交通その他の自然的、社会的条件を総合的に考慮すること等を区割の基準として、関係都道府県知事の意見、選挙区の安定性、選挙の管理執行の円滑性及び有権者への影響等も考慮しつつ策定されたものであって（乙第14号証の1及び2、乙第15号証の1、乙第16号証2ないし13ページ）、その策定過程及び選挙区割りの改定案の内容に照らして、十分な合理性を有するものである。

平成29年改正は、前記のと通りの検討を経て策定された本件勧告を受け、平成28年改正と同様、平成23年から平成27年までの各大法廷判決を踏まえた一連の投票価値の較差の是正を図ったものであり、選挙区間の最大較差（人口）を2倍未満（1.956倍）に縮小させるなどして、平成23年から平成27年までの各大法廷判決が求めた平成28年改正前の区画審設置法3条の趣旨に沿って、選挙区割りの改定時に選挙区間の最大較差（人口）を2倍未満とし、更に平成32年見込人口をも踏まえた選挙区割りの改定とすることでこれを将来的にも維持しようとする点で、より投票価値の平等の要求に沿う形で投票価値の較差の是正を実現したものである。

(I) 国会は、本件各改正に際して、できる限りの検討及び協議等を尽くしたものであること

そして、本件各改正に至った経緯について見てみると、まず、国会は、前記第3の4(4)で述べたとおり、平成23年大法廷判決を受けた後、各政党間による度重なる検討及び協議を経ても合意の形成が困難な状況にあり（乙第3号証の1・17ないし22ページ、乙第4号証241ないし243ページ、乙第8号証の6・2及び3ページ）、地方公共団体等からは、投票価値の較差是正を進めることに伴う弊害等について種々の意見が出されていた（乙第7号証の1ないし25）にもかかわらず、

憲法の投票価値の平等の要求に反する状態の是正が最も優先されるべき課題であるとの認識の下、平成23年大法廷判決を踏まえて早急に投票価値の較差を是正するため、平成24年改正及び平成25年改正を達成したものである。

また、前記第3の4(8)ないし(12)で述べたとおり、国会は、平成25年大法廷判決及び平成27年大法廷判決を受け、選挙制度調査会での議論を含めて種々の検討及び協議等を尽くしたものの、衆議院議員の定数削減も併せて議論されるなどして、各政党間の合意の形成が困難な状況にあった(乙第3号証の2・32及び3.3ページ)。それに加えて、平成28年改正から平成29年改正に至るまでの間には、地方公共団体等から、国に対し、人口比例のみに偏った選挙制度に疑問を呈する意見や一連の選挙制度の改正に伴う弊害等について意見が寄せられ、選挙事務を担う各組織からも選挙事務の執行について懸念が示されるとともに(乙第15号証の1ないし34)、国会における審議においても、前記第3の4(16)で述べたとおり、投票価値の較差是正を進めることに対する異論やこれに伴う弊害等を指摘する意見等、様々な意見が出されていた(乙第17号証の1ないし4)。

国会は、このように各政党間の合意の形成が困難な状況に加え、地方公共団体等からも様々な意見等が寄せられるなどして、投票価値の較差の是正措置について結論を得ることが困難な状況にあったにもかかわらず、平成23年から平成27年までの各大法廷判決を踏まえ、投票価値の平等の要求に反する状態の是正が最も優先すべき課題であるとの認識の下、人口比例に基づく配分方式であるアダムズ方式や人口の将来推計等、これまでにない新たな方式等を導入するのみならず、過去最大の分割市区町等にも踏み込むことをも内容とする、平成28年改正及び平成29年改正を行ったものである。

ウ 平成28年改正がアダムズ方式を採用したことは合理的であり、同方式による議席配分を行う制度が導入された結果、将来にわたり選挙区間の最大較差を2倍未満にする状態を安定的に持続させる選挙制度が確立したこと

(7) 平成28年改正法がアダムズ方式を採用したことには十分な合理性があること

ここで、平成28年改正の中でも特に大きな変更部分であるアダムズ方式を採用した意義・合理性を確認することとする。アダムズ方式は、前記第3の4(11)で述べたとおり、除数方式という人口比例に基づく配分方式の一つであって、フランス等の諸外国でも採用されている配分方式である。

本件答申において議席の配分方式としてアダムズ方式が採用されたのは、前記第3の4(11)で述べたとおり、選挙制度調査会において、新たな議席配分ルールの検討に当たり、その基本原則として、①都道府県を配分単位とすること、②都道府県への配分は、比例性のある配分方式に基づくこと、③配分の見直しは、10年ごとの大規模国勢調査によること、④配分は、有権者数ではなく人口を基準とすることを確認した上で、都道府県への議席配分方式については、満たすべき条件として、⑤比例性のある配分方式に基づいて都道府県に配分すること、⑥選挙区間の一票の較差を小さくするために、都道府県間の一票の較差をできるだけ小さくすること、⑦都道府県の配分議席の増減変動が小さいこと、⑧一定程度将来にわたっても有効に機能し得る方式であることを確認し、諸外国において採用されている配分方式を含めて種々の配分方式について総合的に検討された結果、アダムズ方式が種々の配分方式の中でより望ましいとされたからであり、その検討内容及び検討結果等に照らして、十分な合理性を有するものといえる。なお、基数方式であるラウンズ方式

については、総議席数が増えると割当議席が減少する地域が生ずること、人口が増えたのに割当議席が減少する地域が生ずることなど、基数方式に共通する説明困難な逆転現象が生じる可能性があるため、採用されなかったものである（乙第11号証の2・7ページ）。

また、平成28年改正法案に係る国会審議の参考人質疑においても、選挙制度調査会の座長（佐々木毅氏）から、議席配分方式の選択について、前記㊶ないし㊸の条件を加味し、様々な配分方式を比較衡量した結果として、アダムズ方式を提案するに至ったことの説明がされ（乙第12号証の4・2ページ）、さらに、同国会審議において、法案の提案者からも、「アダムズ方式には、まず、人口比例的な配分方式であるということ、都道府県間の一票の格差を小さくするものであること、都道府県の配分議席の増減変動が小さいこと、そして、一定程度将来にわたっても有効に機能し得る方式であること等の長所があると申し上げたいと存じます。アダムズ方式は、各都道府県への小選挙区の定数配分を人口比例的に行う方式の一つであり、各都道府県の人口をある除数で割り、商の小数点以下を切り上げた値を各都道府県の定数とする方式でございます。このように、アダムズ方式では、人口比例的に定数を配分する計算過程で行われる切り上げの結果として、各都道府県に定数が少なくとも一ずつ配分されるものであり、最初に一ずつ配分する1人別枠方式とは基本的に考え方が異なるものであると申し上げたいと存じます。また、衆議院選挙制度に関する調査会は、平成26年6月19日に議院運営委員会でその設置が議決されたものでありますけれども、その際に、『各会派は、調査会の答申を尊重するものとする。』とされたところでございます。こうしたことから、本法律案でもアダムズ方式を採用することといたしました。」と説明されているところである（乙第12号証の1・13ページ）。

このように、平成28年改正法がアダムズ方式を採用したのは、国会が諮問機関として設置した選挙制度調査会が取りまとめた本件答申を尊重し、アダムズ方式が人口比例による定数配分方式である上、都道府県間の一票の較差を是正しつつも、都道府県の配分議席の増減変動が小さいなど、その内容が種々の配分方式の中で最も望ましいものと考えられたからであって、選挙制度の決定に関する国会の裁量権の行使として、十分な合理性があるというべきである。

(イ) 議席配分方式としてアダムズ方式を採用した結果、将来にわたり選挙区間の最大較差を2倍未満にする状態を安定的に持続させる選挙制度が確立したこと

前記イで述べたとおり、国会は、平成24年改正により、較差を増大させる要因であると指摘されていた1人別枠方式を廃止した上で、平成28年改正により、当時の区画審設置法を改正し、各選挙区間の最大較差（人口）が2倍以上にならないように厳格化するとともに、小選挙区選挙における都道府県別の議席配分方式として、人口比例に基づく配分方式であるアダムズ方式を採用した。

その結果、前記第3の4(21)及び(22)で述べたとおり、今後は、区画審が、平成32年（令和2年）以降10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議を行い、必要があると認めるときは、改定案を作成して内閣総理大臣に勧告することとなり、その際に作成される改定案では、選挙区間の最大較差（人口）が2倍以上にならないようにする仕組みとなっている（平成28年改正後の区画審設置法2条、3条1項、2項、4条1項）。それに加えて、区画審は、5年ごとに実施される簡易国勢調査の結果、最大較差（人口）が2倍以上になった場合にも、選挙区割りの改定案の勧告を実施すること

が義務付けられることとされている（同法2条，3条各項，4条2項）。

このように，現行の選挙制度では，平成32年（令和2年）以降10年ごとに行われる大規模国勢調査のたびに，同調査の結果に基づき，アダムズ方式によって各都道府県への議席配分を改定することとなり，さらに，それら大規模国勢調査の間に実施される5年ごとの簡易国勢調査のたびに，その結果に基づき，選挙区間における最大較差（人口）が2倍以上になったときは同較差が2倍未満になるように各都道府県内の選挙区割りの改定を行うこととなっており，最大較差（人口）が2倍未満になる状態を確実かつ安定的に実現し，それを維持する仕組みが確立しているといえることができる。

このようなアダムズ方式という新たな議席配分方式の採用等の立法的措置については，平成30年大法廷判決も，「平成28年改正法及び平成29年改正法による改正は，平成32年に行われる国勢調査の結果に基づく選挙区割りの改定に当たり，各都道府県への定数配分を人口に比例した方式の一つであるアダムズ方式により行うことによって，選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させ，その状態が安定的に持続するよう立法措置を講じた」（民集72巻6号1268ページ）ものであるとか，「本件選挙（引用者注：平成29年選挙）が施行された時点において，平成32年以降10年ごとに行われる国勢調査の結果に基づく各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うことによって1人別枠方式の下における定数配分の影響を完全に解消させる立法措置が講じられていたものである」（同1268及び1269ページ）などと積極的に評価しているところである。そして，同判決については，「アダムズ方式は，各都道府県の人口につき，議員1人当たりの人口（基準人口）で除するのではなく，一定の数値（基準除数）で除し，その端数を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選挙の定数と一致するよう基準除

数を設定するものであるが、当該基準除数で除した後の端数処理の方法として小数点以下を切り上げるものであり、先に各都道府県にあらかじめ定数1を配分し、残余の定数をヘア式最大剰余法により各都道府県に配分する1人別枠方式を含む旧区割基準（引用者注：平成24年改正前の区画審設置法による区割基準）とは、その配分方法の枠組みと較差抑制の効果の点において異なる定数配分方式であると考えられる。本判決の多数意見が、アダムズ方式につき、人口に比例した定数配分方式の一つであって、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させるものと判示したのも、1人別枠方式を含む旧区割基準とは別異のものと位置付けていることの表れであるように思われる。」との理解がされている（目置・前掲判例解説450ページ）。

エ まとめ（平成24年以降の各改正の総括）

以上のとおり、平成24年以降の各改正は、平成23年から平成27年までの各大法廷判決及び本件答申を踏まえ一連の投票価値の較差の是正を図るものであって、異論も含む様々な意見がある中で、将来的にも選挙区間の最大較差を2倍未満とするため、1人別枠方式の廃止、区画審設置法3条の厳格化、人口比例に基づく配分方式や人口の将来推計をも考慮した区割り改定の導入、過去最大の分割市区町の採用等、これまでになく踏み込んだ立法的措置が講じられたものである。これは、行政区画、地勢及び交通等の事情も総合的に考慮した上で、選挙区間の最大較差を2倍未満とするよう求める平成24年改正前の区画審設置法3条1項あるいは平成28年改正前の区画審設置法3条の趣旨に沿うのみならず、更に平成28年改正の趣旨も踏まえ、より投票価値の平等の要求に沿う形で投票価値の較差の是正を実現するものであって、これにより、将来にわたって選挙区間の最大較差を2倍未満とする状態を安定的に維持する具体的な仕組みが確立したものであるといえる。

この点、平成30年大法廷判決も、平成24年以降の各改正を経て成立した平成29年選挙時の区割規定（本件区割規定と同じもの）について、「本件区割規定は、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずることを求めた平成23年大法廷判決以降の各大法廷判決の趣旨に沿って較差の是正を図ったものであり、投票価値の平等を最も重要かつ基本的な基準としつつ、新たな定数配分の方式をどの時点から議員定数の配分に反映させるかという点も含めて、国会において考慮することができる諸要素を踏まえた上で定められたものといえることができ、本件選挙（引用者注：平成29年選挙）当時においては、新区画審設置法（引用者注：平成28年改正後の区画審設置法）3条1項の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたといえることができる。そうすると、平成28年改正法及び平成29年改正法による選挙区割りの改定等は、国会の裁量権の行使として合理性を有するといえるべきである」と正当に判示しているところである。（民集72巻6号1269ページ、下線は引用者による）。なお、この判示について、「多数意見が、本件区割規定が平成23年大法廷判決以降の各大法廷判決の趣旨に沿って較差の是正を図ったものと判示したのは、平成28年改正法及び平成29年改正法により改正された本件区割規定が、これらの各大法廷判決において憲法の定める投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずることを求めた趣旨に適合するものであることを示したものであると思われる。」、「多数意見が、本件選挙（引用者注：平成29年選挙）当時においては、新区画審設置法（引用者注：平成28年改正後の区画審設置法）3条1項の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたといえることができると判示したのも、（中略）本件選挙区割りが憲法の定める投票価値の平等の要求に反しないものであると評価できることを前提として、新区画審設置法3条1項の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたと判断したものと考えられる。」との理解が示されている（日置・

前掲判例解説453ページ)。

(2) 平成24年以降の各改正の結果、違憲状態が解消され、平成29年選挙時における選挙区割りには、違憲状態ではなかったこと

ア 平成24年以降の各改正の結果、平成29年選挙時の区割規定及びそれに基づく当時の選挙区割りには、違憲状態ではなくなったこと

平成24年以降の各改正の結果、平成6年の小選挙区制導入後初めて、立法時(平成29年改正法成立時)のみならず選挙時(平成29年選挙時)においても、選挙区間の最大較差が1.956倍(選挙当時1.979倍)と2倍未満に縮小されたものであり(乙第2号証の4。平成29年改正前後の選挙区間の最大較差等については、前記第3の4(17)参照。)、衆議院議員総選挙に関する累次の最高裁判決において合憲とされた最大較差をも相当程度に下回る状態が達成された(較差の推移について別紙2参照)。

しかも、このような平成29年選挙時における較差是正の結果は、単に、選挙人数が最少であった鳥取県第1区と選挙人数が最大であった東京都第13区との間でのみ生じたものではなく、以下の表のとおり、被災地等の例外なく、小選挙区選挙の選挙区全体に生じたものであった(乙第2号証の1ないし4、別紙2)。

	平成21年選挙	平成24年選挙	平成26年選挙	平成29年選挙
最大較差 (選挙人)	2.304倍	2.425倍	2.129倍	1.979倍
2倍以上の 選挙区数	45選挙区	72選挙区	13選挙区	0選挙区

人口の都市集中化及びこれに伴う地方の過疎化の現象が急速に進み、そ

れに伴って投票価値の較差の拡大が避けられない状況の中、国会は、前記第3の4(4)ないし(17)で述べたとおり、平成23年から平成27年までの各大法廷判決を受け、できる限りの検討及び協議等を尽くすとともに、平成24年以降の各改正の内容をめぐって地方公共団体等から異論も含む様々な意見が提出されつつも、投票価値の平等の要求に反する状態の是正が最も優先すべき課題であるとの認識の下、将来にわたって安定的に選挙区間の最大較差を2倍未満とする仕組みとなる平成24年以降の各改正を達成し、その結果として、平成29年選挙の時点で選挙区間の最大較差を2倍未満に縮小させたものである。

そうである以上、平成29年改正後の区割規定（前記第3の4(21)のとおり、本件区割規定と同一のものである。）が成立したことによって、平成23年から平成27年までの各大法廷判決が指摘してきた違憲状態が解消されたものである。

イ 平成30年大法廷判決においても、平成29年選挙時の区割規定（平成29年改正後の平成28年改正法）により、違憲状態が解消された旨明確に判断されていること

この点、前記第3の4(19)で述べたとおり、平成29年選挙に関する選挙無効請求訴訟に係る平成30年大法廷判決は、平成29年選挙時の区割規定（本件区割規定と同一のもの）及びそれに基づく当時の選挙区割り（本件選挙区割りと同一のもの）について、違憲状態にあったということとはできないと判断した。

すなわち、平成30年大法廷判決は、平成28年改正や平成29年改正について、「投票価値の平等を確保するという要請に応えつつ、選挙制度の安定性を確保する観点から漸進的な是正を図ったもの」と評価し（民集72巻6号1268ページ）、平成29年選挙時の選挙区割りにおける都道府県の議席配分には、アダムズ方式による議席配分が行われた場合に異

なる定数が配分されることとなるものが含まれている点についても、「本件選挙（引用者注：平成29年選挙）が施行された時点において、平成32年以降10年ごとに行われる国勢調査の結果に基づく各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うことによって1人別枠方式の下における定数配分の影響を完全に解消させる立法措置が講じられていた」と認めた上で、「このような立法措置の内容やその結果縮小した較差の状況を考慮すると、本件選挙において、1人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて配分された定数とアダムズ方式により各都道府県の定数配分をした場合に配分されることとなる定数を異にする都道府県が存在していることをもって、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するものとなるということとはできない。」と判示した（同1268及び1269ページ）。

その上で、平成30年大法院判決は、結論として、「本件選挙（引用者注：平成29年選挙）当時においては、新区画審設置法（引用者注：平成28年改正後の区画審設置法）3条1項の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていた」と評価した上で、「平成27年大法院判決が平成26年選挙当時の選挙区割りについて判示した憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は、平成29年改正法による改正後の平成28年改正法によって解消されたものと評価することができる。」と判示しているところである（同ページ、下線は引用者による。）。

(3) 平成29年選挙後の事情を考慮しても、本件選挙区割りは違憲状態とはいえないこと

以下のとおり、①本件選挙区割りが、従前の違憲状態を解消したと評価された平成29年選挙時の区割規定と同一の区割規定に基づく選挙区割りであること、②本件選挙時における一部の選挙区間の較差が2倍を僅かに超えたとしても、平成28年改正法が用いた平成32年見込人口の見込みと異なる人口移動を要因として、結果的に2倍以上の較差が生じることも当然にあり

得ること、③そのような較差の変動に備えて10年又は5年単位で選挙区割りを行い、是正するという現行の選挙制度が整備されているところである上、本件選挙時に認められた較差（人口）の問題も早晚確実に解消される見込みであることを考慮すれば、本件選挙区割りは違憲状態とはいえないというべきである。

ア 本件選挙区割りは、違憲状態ではないと評価された平成29年選挙時の選挙区割りと同一のものであるから、同様に違憲状態にあるということとはできないこと

前記第3の4(21)で述べたとおり、本件選挙に係る選挙区割り（本件選挙区割り）は、平成24年以降の各改正を経て成立した区割規定に基づくものであるところ、この区割規定は、アダムズ方式に基づく議席配分が平成32年の大規模国勢調査以降に実施されるまでの漸進的な是正を図る措置として定められた平成28年改正法及び平成29年改正法により改正され、平成29年選挙時における選挙区割りを定めていた区割規定と同一のものである（本件選挙区割りも、平成29年選挙時の選挙区割りと同一である。）。

そして、前記(2)で述べたとおり、平成27年大法廷判決が平成26年選挙当時の選挙区割りについて判示した違憲状態は、平成29年改正後の平成28年改正法によって解消されたのであるから、平成29年選挙時の区割規定の定める選挙区割りは、違憲状態にあったということとはできず、同区割規定が、憲法14条1項等に違反するものということとはできない（平成30年大法廷判決）。

このように、平成29年選挙時の区割規定の定める選挙区割りが違憲状態にあったということとはできず、同区割規定が合憲であると判断されている以上、これと同一の本件区割規定及びこれに基づく本件選挙区割りも同様に違憲状態にあるということとはできない。

イ 本件選挙時において、平成29年選挙時とは異なり一部の選挙区間で2倍以上の較差が生じたとしても、平成32年見込人口が前提とする平成22年の大規模国勢調査から平成27年の簡易国勢調査までの日本国民の人口の増減率と異なる人口移動があったことを要因として、結果的に2倍以上の較差が生じることも当然にあり得ることであって、そのような較差は選挙制度自体に起因する構造的な問題によるものではないこと

(7) 本件選挙時の最大較差・較差の状況（平成29年選挙時の較差からの変動状況）

前記第3の4(21)で述べたとおり、平成32年（令和2年）の大規模国勢調査の結果による最大較差（人口）は、鳥取県第2区と東京都第2区との間の1対2.096であり、較差（人口）が2倍以上となった選挙区の数 は23であった（乙第1号証の1の2）。また、本件選挙当日における選挙区間の最大較差（選挙人）は、鳥取県第1区と東京都第13区との間の1対2.079であり、較差（選挙人）が2倍以上となった選挙区の数 は29であった（乙第1号証の2）。

本件選挙時の最大較差等の数値と平成29年選挙時の最大較差等の数値を比較すると、以下の表のとおりとなる。

	平成29年選挙時	本件選挙時
選挙区間の 最大較差（人口）	1.956	2.096
選挙区間の 最大較差（選挙人）	1.979	2.079
較差が2倍以上の 選挙区数	0（人口） 0（選挙人）	23（人口） 29（選挙人）

(イ) 本件選挙時における一部の選挙区間の較差が2倍を僅かに超えているとしても、平成32年見込人口が前提とする平成22年大規模国勢調査から平成27年簡易国勢調査までの日本国民の人口の増減率と異なる人口移動があったことを要因として、結果的に2倍以上の較差が生じることも当然にあり得ることであり、そのような較差は選挙制度自体に起因する構造的な問題によるものではないこと

a 前記第3の4(13)、(14)及び(16)で述べたとおり、平成28年改正法附則では、平成32年(令和2年)の大規模国勢調査までの措置として、平成27年の簡易国勢調査の結果に基づき、平成27年の簡易国勢調査による日本国民の人口に、平成22年の大規模国勢調査から平成27年の簡易国勢調査までの日本国民の人口の増減率を乗じて得た各選挙区の人口に関する平成32年見込人口を踏まえ、令和2年までの5年間を通じて選挙区間の較差が2倍未満となるように選挙区割りの改定を行うなどの措置を行うこととされた(平成28年改正法附則2条1項、同条3項)。当該規定に基づき、区画審が、同国勢調査に基づく選挙区間の最大較差(人口)を2倍未満とするのみならず、平成32年見込人口に基づく選挙区間の最大較差(人口)も2倍未満となるように19都道府県の97選挙区において選挙区割りを改めることを内容とする本件勧告を行い(乙第16号証2ないし13ページ)、同勧告を踏まえ、平成29年改正法が成立するに至ったものであるから、国会は、平成28年改正の当時から、将来の人口移動を見越した上で、投票価値の較差を是正する(2倍未満の較差を維持する)ための立法的措置を講じていたといえることができる。平成29年改正法案の国会審議においても、5年後(審議当時は平成32年、改元後は令和2年)の最大較差が2倍を超えるおそれについて問われ、政府参考人から、「今回の区割りの見直しでございますが、それは、

衆議院選挙制度改革関連法（引用者注：平成28年改正法）におきまして、次回の見直しまでの5年間を通じて人口格差が2倍未満になるようにということで、32年（引用者注：平成32年〔令和2年〕）の見込み人口においても格差を2倍未満とすることが求められておきまして、そのように区割りがなされているということでございます。その結果、今回の勧告（引用者注：本件勧告）によりますと、平成27年国勢調査による日本国民人口において、最大格差が1.956倍に縮小されるということとなっております。先ほどのような見直しをされたということでございますので、選挙区間の人口格差がすぐに2倍を超えるというようなことはないと考えております。」などと答弁されていたところである（乙第16号証16ページ、乙第17号証の3・27及び30ページ）。

そして、本件選挙区割りを定める段階においても、区画審において、平成32年見込人口を基準としても較差が2倍を超えないものを定めるに当たって、様々な事情を考慮し調整した結果、平成32年見込人口を基準としても最大較差が2倍未満となる選挙区割りを実現することができたものである。すなわち、平成29年改正法案の国会審議の参考人質疑において、区画審会長（小早川光郎氏）からは、「今回の区割り改定について総括的に申し上げますと、今回の区割り改定は、衆議院選挙制度改革関連法により、次回見直しまでの5年間を通じて格差が2倍未満となるよう、平成32年見込み人口においても格差を2倍未満とすることが求められておきまして、平成32年国勢調査（引用者注：平成32年〔令和2年〕の大規模国勢調査）までの緊急是正措置ではありますが、結果として改定対象選挙区の数約100選挙区にも及ぶものとなりました。また、改定案の作成に当たりましては、地域のさまざまな事情を考慮して、つぶさに見直しを検討する

必要がありました。改定対象選挙区の構成市区から、分割に反対する声も多く聞かれたところでもあります。どのような改定を行うことが最善かということに審議会としては相当腐心したところがございます。例えば、東京都などの都市部におきましては、格差が2倍以上もしくは2倍近くである選挙区が林立しておりまして、市区の分割が避けたいという状況がございました。また、被災地である選挙区や人口減少の選挙区などの見直しにつきましても、被災地の状況や地域のつながりを考慮することに審議会としては極力配意したところがございます。」との説明（乙第17号証の1・3ページ）がされ、また、区画審会長代理（久保信保氏）からは、「今回の区割りは、平成27年の日本国民の人口だけではなく、平成32年の見込み人口におきましても格差を2倍未満とすることとされておりますので、東京都など都市部におきましては、格差2倍以上あるいは2倍近くである選挙区が林立をするという状況になっておりまして、市区町村単位で異動する方法をとることができず、市区を分割する以外に改定の方法がない場合が数多くございました。その場合におきましては、分割によって異動する人口をできるだけ小さくして、選挙区の安定性を大きく損なわないように努めたところがございます。」との説明がされたところである（同号証の1・4ページ）。

- b このように、平成28年改正法は、平成22年の大規模国勢調査から平成27年の簡易国勢調査までの日本国民の人口の増減率に基づき算出した平成32年見込人口においても較差を2倍未満とすることを基本とすることとしたものであり、当該増減率と異なる人口移動があったことを要因として、結果的に2倍以上の較差が生じることも当然にあり得るものである。

実際、平成27年の簡易国勢調査から令和2年の大規模国勢調査ま

での間に人口移動が生じており（令和2年の大規模国勢調査の結果に係る乙第23号証の2・8ページ「3 人口増加が加速した都道府県が5都県，人口減少が加速した都道府県が33道府県」，乙第27号証の1ないし4），最大較差（人口）を示した選挙区間の較差（人口）を例にとると，当該立法措置の前提として国会が用いた平成32年見込人口と令和2年までの間に実際に生じた人口移動を織り込んだ平成32年（令和2年）の大規模国勢調査の結果との間に，次の表に示すとおりのかい離が生じたため，平成28年改正時点の想定とは異なり，本件選挙時点における最大較差が2倍未満の状態を維持することにならなかったものである。

	平成27年国勢調査	平成32年見込人口	令和2年国勢調査
人口最大の選挙区	神奈川県第16区 55万4516人	東京都第22区 55万4880人	東京都第22区 57万4264人
人口最小の選挙区	鳥取県第2区 28万3502人	鳥取県第1区 27万7569人	鳥取県第2区 27万3973人
較差（人口）	1.956倍	1.999倍	2.096倍

（上記表中，平成27年国勢調査に係る数値及び平成32年見込人口に係る各数値については乙第14号証の1・2ページ，令和2年国勢調査に係る数値については乙第1号証の1の2参照）

人口最大の選挙区と人口最小の選挙区との間における人口移動について，平成32年見込人口と平成32年（令和2年）の大規模国勢調査の結果を比べてみると，まず，平成32年（令和2年）の大規模国勢調査の結果によれば，人口が最大の選挙区である東京都第22区は，平成32年見込人口よりも1万9384人多く人口が流入していることが分かる。そして，平成32年見込人口では人口が最小の選挙区であった鳥取

県第1区については、平成32年（令和2年）の大規模国勢調査では人口が27万5124人であり（乙第1号証の1の2）、平成32年見込人口よりも2445人多く人口が流出したこととなるが、平成32年見込人口では27万7879人であった鳥取県第2区でも、平成32年（令和2年）の大規模国勢調査の結果によれば平成32年見込人口よりも3906人多く人口が流出し、27万3973人となったため（同号証の1の2）、平成32年（令和2年）の大規模国勢調査の結果では、人口最小の選挙区が鳥取県第2区となったことが分かる。

また、平成27年の簡易国勢調査の結果によれば、平成17年から平成22年までの間の人口の増減と、平成22年から平成27年までの間の人口の増減との関係は、福岡県及び沖縄県では増加が加速し、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県では増加が緩和したことが分かる（乙第21号証8及び9ページ）。平成28年改正法附則、本件勧告及び平成29年改正法が選挙区割りの改定の前提とした平成32年見込人口は、平成27年の簡易国勢調査による日本国民の人口に、平成22年の大規模国勢調査から平成27年の簡易国勢調査までの5年間の日本国民の人口の増減率を乗じて算出されたものであるから（乙第11号証の2・14及び15ページ）、前記のとおり、例えば、沖縄県については加速後の増加率が維持されるものとして、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県については緩和された増加率が維持されるものとして、算出されたものであった。

ところが、平成32年（令和2年）の大規模国勢調査の結果によれば、平成22年から平成27年までの間の人口の増減と、平成27年から令和2年までの間の人口の増減との関係は、後記図表のように、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、福岡県で増加幅が拡大し、北海道から鹿児島県までの33道府県で減少幅が拡大するという結果であった（乙第2

3号証の2・8ページ)。これは、例えば、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県については、平成28年改正及び平成29年改正が前提とした平成32年見込人口を算出した当初の想定を超える増加率で人口が増加し、沖縄県については、その当初の想定よりも人口が増加せず、さらに、減少幅が拡大した33道府県については、同様に当初の想定を超えて人口が減少したことを意味する。これらのことから、平成28年改正や平成29年改正が将来にわたって投票価値の較差を2倍未満にするためのよりどころとした平成32年見込人口が、実際の人口の増減と異なるものとなったことが分かる。

図 I - 2 - 2 都道府県別人口増減率 (2010年~2015年, 2015年~2020年)

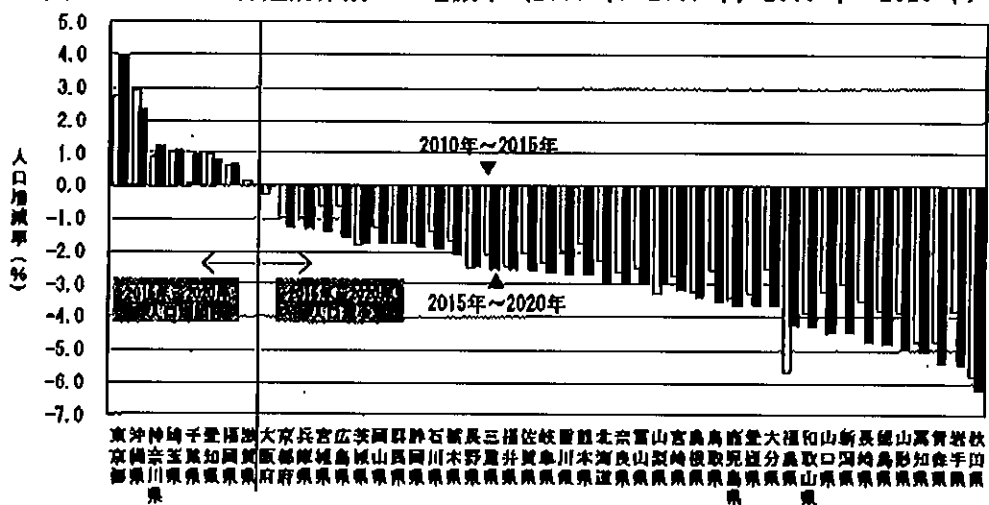


表 I - 2 - 2 都道府県別 2010年~2015年及び2015年~2020年の人口増減の関係

2015年~2020年 (平成27年~令和2年) の人口増減	前回人口増減との比較	都 道 府 県 名	
人口が増加	増加幅が拡大	埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 福岡県	計5
	増加幅が縮小	愛知県, 滋賀県, 沖縄県	計3
	減少から増加に転換	該当なし	
人口が減少	増加から減少に転換	該当なし	
	減少幅が縮小	福島県, 茨城県, 群馬県, 山梨県, 長野県, 大阪府	計6
	減少幅が拡大	北海道, 青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 栃木県, 新潟県, 富山県, 石川県, 福井県, 岐阜県, 静岡県, 三重県, 京都府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県, 鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県, 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県	計33

(乙第23号証の2・8ページより抜粋)

c. このように、23の選挙区において2倍以上の較差(人口)が生じ

ることとなったところ、上記のとおり平成28年改正及び平成29年改正時に前提とした平成32年見込人口における「見込み」と異なる人口移動を要因として、結果的に2倍以上の較差が生じることも当然にあり得ることであり、国会があらかじめ講じていた較差是正のための措置（平成32年見込人口の時点でも最大較差を2倍未満とする選挙区割りの改定）を含む現行の選挙制度自体に起因する構造的な問題によるものではない。

区割規定の合憲性の判断に当たっては、前記2(2)で述べたとおり、投票価値の平等を最も重要かつ基本的な基準としつつも、較差という客観的かつ形式的な数値のみで違憲状態にあるか否かを判断することはできず、当該較差の数値の背後にある選挙制度の仕組みや、当該較差を生じさせる要因等も含めて種々の政策的考慮要素を総合的に考慮する必要があるところ、本件選挙区割りの合憲性の判断に当たっても、本件選挙における2倍以上の選挙区間の較差が、上記のとおり平成22年の大規模国勢調査から平成27年の簡易国勢調査までの日本国民の人口の増減率と異なる地方・都市間の人口移動によるものであり、選挙制度自体に起因する構造的な問題によるものではないことを考慮すべきであり、これを考慮すれば、本件選挙区割りは違憲状態とはいえない。

ウ アダムズ方式に基づく都道府県別定数を前提に、国勢調査人口による選挙区間の最大較差が2以上とならないような選挙区割りの改定案の勧告が令和4年6月25日までに行われることが法律上予定されており、それまでの人口変動に伴う較差（人口）の変動があった場合に備えて10年又は5年単位で選挙区割りをを行い、是正するという現行の選挙制度が整備されているといえることができること

(7) アダムズ方式に基づく都道府県別定数を前提に、国勢調査人口による

選挙区間の最大較差が2以上とならないような選挙区割りの改定案の勧告が令和4年6月25日までに行われ、その後、本件選挙区割りにおける較差（人口）の問題は確実に解消される見込みであること

前記第3の4(21)及び(22)で述べたとおり、平成32年（令和2年）の大規模国勢調査の結果の速報値が官報で公示された令和3年6月25日（乙第1号証の1の1）から1年以内に（令和4年6月25日まで）に、区画審によるアダムズ方式に基づく都道府県別定数を前提に、国勢調査人口による選挙区間の最大較差が2以上とならないような選挙区割りの改定案の勧告がされることが法律上予定されている（区画審設置法4条1項）。

これによれば、都道府県間の議席配分については10増10減がされることとなる結果、同改定前の都道府県間の最大較差（人口）も岡山県・鳥取県間の1.697倍まで下がることが見込まれる（乙第1号証の1の2・2ページ）。

すなわち、現行の選挙制度においては、ある選挙の時点において最大較差（人口）が2倍以上となる選挙区が生じることがあっても、所定の時期に、当該選挙制度に組み込まれている是正措置が講じられることになる結果、最大較差（人口）が2倍未満となる状態が安定的に維持されるような仕組みが講じられているため、投票価値の平等の要請にかなうものとなっているのである。

本件選挙区割りが違憲状態か否かを判断するに当たっては、前記2(2)で述べたとおり、最大較差の数値や、較差が2倍以上となった選挙区の数という客観的かつ形式的な数値だけでなく、当該較差の数値の背後にある選挙制度の仕組みや、当該較差を生じさせる要因等も含めて種々の政策的考慮要素を総合的に考慮する必要があるところ、国会は、前記のような選挙区割りの改定等に係る仕組みを採用して選挙区間の投票

価値の較差（人口）を相当程度縮小させ、その状態が安定的に持続するような立法措置を講じているのであり、本件選挙区割りにおける選挙区間の2倍以上の較差（人口）は、早晚確実に解消される見込みであるという事実は、当然に考慮されてしかるべきである。

- (イ) 現行の選挙制度は、選挙制度の安定性の要請を勘案し、国勢調査が実施される10年又は5年単位で選挙区割りを改定する仕組みであり、選挙区割りの改定の際に、選挙区間の較差の変動が生じることは当然にあり得ること

前記3(1)ウで述べたとおり、平成24年以降の各改正によって成立した選挙制度においては、区画審が、平成32年（令和2年）以降10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議を行い、必要があると認めるときは、改定案を作成して内閣総理大臣に勧告することとなり（10年ごとの改定）、その際に作成される改定案では、選挙区間の最大較差が2倍以上にならないように調整される（平成28年改正後の区画審設置法2条、3条1項、2項、4条1項）。また、大規模国勢調査の間に実施される簡易国勢調査の結果、最大較差（人口）が2倍以上になった場合にも、区画審は、選挙区割りの改定案の勧告を実施することとなる（これが実施された場合、10年単位の改定の間ちょうど中間である5年目に選挙区割りの改定がなされることになる。同法2条、3条各項、4条2項）。このように、都道府県への議席配分の見直しは、10年又は5年ごとに行われる国勢調査の結果による人口に基づき行うこととされたのは、選挙制度の安定性の要請を勘案したことによるものである（乙第10号証4ページ）。

もとより、選挙区間の較差を是正するための選挙区割りの改定を行う制度は、憲法上の投票価値の平等の要請に応えるものであるところ、選

挙区割りの改定には市区町村を基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情及び地理的状況等についても適切に考慮する必要があるため、一定の時間を要することから、短期間に選挙区割りの改定を繰り返すことは技術的に困難である上、選挙区の変更等に伴う有権者の投票行動や候補者、政党の政治活動等への影響を考慮し、選挙区あるいは選挙制度の安定性の確保の要請を勘案すると、ある程度の期間を置いて改定を行う仕組みとすることが不可欠である。

そして、衆議院小選挙区選挙区割りの改定については、従来、①国勢調査人口は人口の把握そのものを目的として統計法等に基づき国が全国一斉に行う実地調査による人口であり、確度が高いこと、②衆議院議員の定数配分については、大正14年の衆議院議員選挙以来一貫して国勢調査人口を基準として行われていること、③議員の定数配分については、ある程度の安定性を要することなど（平成29年改正法に関する国会審議に係る乙第17号証の3・2及び3ページ）の理由を踏まえ、国勢調査ごとに行う仕組みとされており、このような仕組みは、憲法上の投票価値の平等の要請に応えるものとして、それ自体合理性を有するものである。

このような観点から、これまで述べてきたとおり、平成24年以降の各改正によって成立した選挙制度では、正確な人口を把握する機会である大規模国勢調査が実施される10年単位、あるいは、簡易国勢調査の結果を踏まえた改定が実施された場合には5年単位で選挙区割りの改定が実施されることとなるところ、選挙制度の安定性の要請からして、それよりも短期間で選挙区割りを改定することは法律上予定されていない。もとより、平成28年改正前の区画審設置法4条においても、区画審による選挙区割りの改定案に係る勧告については、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果を受けて行うのが原則とされており（同法4条1

項)、その間においては、人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときに限って例外的に勧告を行うことができるとされていたのである(同条2項)。これは、選挙区の変更等に伴う有権者の投票行動や候補者、政党の政治活動等への影響を考慮し、選挙区あるいは選挙制度の安定性を確保しようとする趣旨によるものと解されているところである(乙第12号証の5・2ページ)。

そして、国勢調査人口の結果に基づき10年又は5年単位による選挙区割りの改定の間、衆議院が解散し、あるいは任期満了に伴い、総選挙に至ることがあり得るのはもちろん、当該総選挙の時点において、最終改定後の人口移動等の結果、選挙区間の較差が変動する事態が発生することは当然にあり得るものといえることができる。

本件選挙区割りが違憲状態か否かを判断するに当たっては、国会が上記のような仕組みによって選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させ、その状態が安定的に持続するような立法的措置を講じていること、平成30年大法廷判決も、現行の選挙制度(区割規定)について、10年又は5年単位で選挙区割りの改定を予定する仕組みも含めて、「本件区割規定(引用者注:ここでは平成29年選挙当時の区割規定であるが、本件選挙における区割規定と同一であることは前述のとおりである。))は、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講じることを求めた平成23年大法廷判決以降の各大法廷判決の趣旨に沿って較差の是正を図ったものであり、投票価値の平等を最も重要かつ基本的な基準としつつ、新たな定数配分の方式をどの時点から議員定数の配分に反映させるかという点も含めて、国会において考慮することができる諸要素を踏まえた上で定められたもの」(民集72巻6号1269ページ)と評価した上で、「平成27年大法廷判決が平成26年選挙当時の選挙区割りについて判示した憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は、平成29年改

正法による改正後の平成28年改正法によって解消された」（同ページ、下線は引用者）と判示していることを十分に考慮すべきである。

- (ウ) 平成28年改正において、アダムズ方式に基づく都道府県別定数を前提とする選挙区割り改定の開始時期が、平成32年（令和2年）の大規模国勢調査以降とされていることに合理性があること

前記第3の4(13)で述べたとおり、国会は、アダムズ方式に基づく議席配分等を導入した平成28年改正の時点で、直近の平成22年の大規模国勢調査から相当期間が経過していたため、同国勢調査の結果を用いることに関する様々な懸念や*23、平成22年の大規模国勢調査に遡ってアダムズ方式を即時に導入したとしても、4年後の平成32年（令和2年）には次の大規模国勢調査が控えており、立て続けに議席配分の見直しを行うこととなるため、選挙制度の安定性を害することになること、平成22年の大規模国勢調査の結果を用いて新たに議席を配分し直した場合、平成24年選挙及び平成26年選挙の正当性や選挙された議員の地位に対し疑念を抱かせることになるという問題があること等、種々の難点があったため、アダムズ方式を平成32年（令和2年）の大規模国勢調査以降に導入することとしたものである（乙第11号証の1・13及び14ページ）。

また、前記第3の4(15)で述べたとおり、平成29年改正に際して、地方公共団体からは、平成32年（令和2年）の大規模国勢調査に基づく選挙区割りの改正が控えていることから、平成29年改正における区割りの改定を必要最小限とするよう求める意見等が寄せられていた。国

*23 この点、平成22年の大規模国勢調査の人口と平成32年見込人口に基づき、それぞれアダムズ方式による試算をした場合でも、滋賀県、沖縄県等で増減に差異が生じていたところである（乙第10号証21ページ）。

会は、このような意見等について、法的に拘束されるものではないものの、投票価値の平等は、前記のとおり、他の政策的目的との関連において調和的に実現されるべきものであり、上記のような意見等を適切に考慮することは、国会の裁量権の行使として合理性を有するというべきである。

以上によれば、平成28年改正は、アダムズ方式の全面的な導入を平成32年（令和2年）の大規模国勢調査後とした点も含めて、全体として十分な合理性があるというべきである。

この点について、平成30年大法廷判決も、「本件区割規定は、（中略）新たな定数配分の方式をどの時点から議員定数の配分に反映させるかという点も含めて、国会において考慮することができる諸要素を踏まえた上で定められたものといえることができ、本件選挙（引用者注：平成29年選挙）当時においては、新区画審設置法（引用者注：平成28年改正後の区画審設置法）3条1項の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたといえることができる。」（民集第72巻6号1269ページ）と判示しているところ、同判決について、「『新たな定数配分の方式をどの時点から議員定数の配分に反映させるかという点も含めて』との判示は、次回の大規模国勢調査の時期が比較的近いこと等に照らし、選挙制度の安定性を確保する観点から、アダムズ方式による定数配分を平成32年の大規模国勢調査の結果に基づく選挙区割りの改定から行うものとしたことが、国会において政策的な観点から正当に考慮することができる要素であることを示したものと考えられる。」との理解がされているところである（日置・前掲判例解説453ページ）。

(I) 小選挙区選挙における選挙区間の較差の是正には小選挙区選出議員の定数が一定であることなど種々の制約があること

選挙区間の投票価値の較差を2倍未満から更に大幅に縮小させること

には、以下のとおり、①都道府県への議席配分段階における制約及び②都道府県内における個々の選挙区割りの決定の段階における制約がある。

a まず、①都道府県への議席配分段階における制約についてみると、令和2年に実施された大規模国勢調査の結果（以下は、日本国民の人口に関する結果に基づく。）によれば、都道府県別の人口が最も少ない鳥取県の人口は54万9097人であるのに対し、全国の人口は1億2374万3639人であるため（乙第1号証の1の2・1及び5ページ）、仮に鳥取県の選挙区を1とした場合、都道府県別の議席配分段階で投票価値の較差を1に近づけようとするためには、他の都道府県の人口が鳥取県の人口の整数倍であることを前提としたとしても、小選挙区選出議員の定数を約225（ $123,743,639 \div 549,097 \approx 225$ ）とすることが求められることとなる。他方で、仮に鳥取県の選挙区を2とした場合、都道府県別の議席配分段階で投票価値の較差を1に近づけようとするためには、他の都道府県の人口が最小の選挙区である鳥取県第2区の人口の整数倍であることを前提としたとしても、小選挙区選出議員の定数を約452（ $123,743,639 \div 273,973 \approx 452$ ）とすることが求められることとなる。さらに、上記のような都道府県の人口に関する前提なしに、実際の都道府県の人口を基に試算した場合、都道府県間の議員1人当たりの人口を1.2倍未満までに縮小するためには、小選挙区選出議員の定数を1000人程度まで増加させる必要があると試算されているところである（乙第22号証9及び10ページ）。

ところが、現行の選挙制度における衆議院議員の小選挙区選出議員の定数は289人であり（公職選挙法4条）、上記の約225人、約452人又は1000人とは大きく異なっており、また、各都道府県の人口は、当然、鳥取県又は鳥取県第2区の人口の整数倍にはなっていない。

いないため、都道府県別の議席配分段階で、議員1人当たりの人口について都道府県間で相当程度の較差が生じることは避けられないところである。

このように、投票価値の較差の是正には、小選挙区選出議員の定数等に照らして、都道府県別の議席配分段階から大きな制約があり、また、このような較差是正上の問題について、同定数を大幅に増加させることにより解決することも事実上困難であるといえる*24。

- b また、②都道府県内における個々の選挙区割りの決定の段階における制約についてみると、各都道府県内における個々の選挙区割りを定めるに際しては、市区町村を基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情及び地理的状况等についても適切に考慮する必要がある。そして、この点については、前記第3の4(15)、(17)及び(20)で述べたとおり、地方公共団体の行政、住民構成、交通事情及び地理的状况等について通曉する地方公共団体の首長等から、国会に対し、様々な意見が出されていたところである（乙第15号証の1ないし34、乙第19号証の1ないし11、乙第20号証の1ないし13、乙第24号証の1ないし7）。そのため、個々の選挙区間における投票価値の較差は、都道府県別の議席配分時の較差から更に相当程度増大することは避けられず、現に、選挙区間における投票価値の較差は、都道府県別の議席配分後、個々の選挙区割りを定めるに際しても相当程度増大しているところである。
- c 以上のとおり、小選挙区選挙における選挙区間の較差の是正には小選挙区選出議員の定数が一定であることなど種々の制約がある。

*24 この点、衆議院議員の定数は、平成6年に現行の小選挙区比例代表並立制が導入された後、500人、480人、475人、465人と、減少している。

エ まとめ（本件選挙区割りが違憲状態ではないこと）

以上をまとめると、本件選挙区割りは、平成30年大法廷判決によって違憲状態に至っていないと評価された平成29年選挙時の選挙区割りと同一のものであり、同判決によって、平成27年判決が判示した違憲状態が解消された旨明示的に判断されている以上、本件選挙区割りも同様の評価がされるべきものであり、本件選挙区割りが違憲状態に至っているとはいえない。

確かに、本件選挙時には、選挙区間の最大較差が2倍を僅かに上回っており、較差が2倍以上の選挙区も複数存在したが、平成28年改正法は、平成22年の大規模国勢調査から平成27年の簡易国勢調査までの日本国民の人口の増減率に基づき算出した平成32年見込人口を基準としても最大較差を2倍未満とすることを基本とすることとしたものであり、当該増減率と異なる人口移動があったことを要因として、結果的に2倍以上の較差が生じることも当然にあり得るものである。つまり、平成23年から平成27年までの各大法廷判決が問題視してきた1人別枠方式のような選挙制度自体に起因する構造的な問題により2倍以上の較差が生じたものではないのである。

そして、本件選挙時に認められた選挙区間の較差（人口）については、平成32年（令和2年）の大規模国勢調査の結果に基づき、区画審により、アダムズ方式に基づく都道府県別定数を前提に、国勢調査人口による選挙区間の最大較差が2以上とならないような選挙区割りの改定案の勧告が、令和4年6月25日までに行われることが法律上予定されていることにより、早晚確実に解消される見込みである。その上、現行の選挙制度（現行の区画審設置法）が予定する選挙区割りの改定は、選挙制度の安定性を確保する観点から、10年又は5年単位とされており、さらには、国会の判断により、最初にアダムズ方式による議席配分が実施されるのは平成32

年（令和2年）の大規模国勢調査以降とされたのであるから、平成29年選挙から平成28年改正後の区画審設置法が予定する各選挙区割りの改定までの間に（本件選挙は上記の改定よりも前に行われている。）、ある程度の選挙区間の較差の変動が生じることは当然にあり得ることであり、そのような場合に備えて10年又は5年単位で選挙区割りを行い、是正するという現行の選挙制度が整備されているといえることができる。なお、そのような較差の変動があり得たことは、将来の人口移動を正確に予測することが困難であることや、小選挙区選出議員の定数増は事実上困難であり、都道府県内における個々の選挙区割りの決定の段階において市区町村を基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情及び地理的状况等についても適切に考慮する必要があるなどそもそも国会が行うことができる選挙区間の較差の是正には一定の制約があることから、明らかである。

区割規定やそれに基づく選挙区割りの憲法適合性を判断するに当たっては、最大較差の数値や較差が2倍以上となった選挙区の数という客観的かつ形式的な数値だけでなく、当該較差の数値の背後にある選挙制度の仕組みや、当該較差を生じさせる要因等も含めて種々の政策的考慮要素を総合的に考慮する必要があるところ、本件区割規定及びこれに基づく本件選挙区割りにつき本件選挙時に2倍以上の較差が生じたことについては、平成32年見込人口の見込みと異なる人口移動があったことを要因とするものであり、選挙制度自体に起因する構造的な問題によるものではないこと、現行の選挙制度においては当該較差（人口）が早晚確実に解消される見込みであること、そもそも較差の是正には種々の限界があること等を考慮すれば、本件選挙区割りについては、違憲状態には至っていないと判断された平成29年選挙区割りと同様の評価がされるべきであって、違憲状態とはいえない。

(4) 小括（本件区割規定及びこれに基づく本件選挙区割りが増憲状態とはいえないこと）

ア これまで詳細に述べてきたとおり、平成24年以降の各改正は、国会が、異論を含む様々な意見にも配慮しつつ、選挙区間の最大較差が2倍未満となる状態を安定的に維持すべく、1人別枠方式を廃止し、人口比例による議席配分の見直しを定期的を実施する仕組みを確立するなどこれまで以上に踏み込んだ内容のものとなっており、違憲状態にあると断じた平成23年から平成27年までの各大法廷判決が繰り返し求めてきた立法的措置の内容に適合し、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において、投票価値の平等の要請を調和的に実現した立法的措置といえることができる。

そうすると、そのような平成24年以降の各改正を経て成立した本件区割規定が、国会の合理的な裁量の範囲の限界を超えるものではないことは明らかである。平成30年大法廷判決においても、本件区割規定について、平成23年から平成27年までの各大法廷判決において憲法の定める投票価値の平等にかなう立法的措置を講じることを求めた趣旨に適合するものである旨判示されている。

イ そして、平成23年から平成27年までの各大法廷判決が指摘してきた違憲状態は、平成24年以降の各改正を経て成立した区割規定に基づく選挙区割りの下で実施された平成29年選挙の時点で解消されたといえることができ、このことも、平成30年大法廷判決において、明示的に判示されているところである。

ウ 以上によれば、本件選挙区割りは、平成29年選挙時と同一の区割規定（本件区割規定）に基づき定められたものであって、選挙区割り自体も平成29年選挙時のものと同様であるから、違憲状態に至っていると評価することはできない。

原告らは、本件選挙区割りにおいて、選挙区間の最大較差（人口）が2,096（最大較差〔選挙人〕は2,079）であり、そのほかにも2倍以上の較差が生じた選挙区が存在することを指摘して、本件選挙区割りについて論難する。

しかしながら、これまで繰り返し述べているとおり、区割規定やそれに基づく選挙区割りの憲法適合性を判断するに当たっては、最大較差の数値や較差が2倍以上となった選挙区の数という客観的かつ形式的な数値だけでなく、当該較差の数値の背後にある選挙制度の仕組みや、当該較差を生じさせる要因等も含めて種々の政策的考慮要素を総合的に考慮する必要があるところ、①国会は、平成28年改正の時点で、平成22年の大規模国勢調査から平成27年の簡易国勢調査までの日本国民の人口の増減率に基づき算出した平成32年見込人口を基準としても最大較差が2倍未満とすることを基本とする選挙区割りの改定を行うことを決めるなど将来にわたって最大較差を2倍未満とするための措置を講じており、当該増減率と異なる地方・都市間の人口移動があったことを要因として、結果的に2倍以上の較差が生じることも当然あり得るものであり、平成23年から平成27年までの各大法廷判決が問題視してきた1人別枠方式のような選挙制度自体に起因する構造的な問題によるものではないこと、②そもそも現行の選挙制度では、選挙制度の安定性の要請を勘案し、10年又は5年単位で選挙区割りの改定を行うこととされており、また、アダムズ方式に基づく議席配分を最初に実施する時期自体も、諸般の事情を考慮した平成28年改正当時の国会の判断により、平成32年（令和2年）の大規模国勢調査以降とされたものであることからすると、平成29年改正以降アダムズ方式に基づく都道府県別定数を前提とする最初の選挙区割りが決定されるまでの間を含め、将来の10年又は5年単位の選挙区割りの各改定の際に僅かな較差の変動があり得たとしても、10年又は5年単位で選挙区割りを

行い、是正するという現行の選挙制度が整備されていること、③アダムズ方式に基づいて都道府県別に定数配分をすれば、都道府県間の最大較差は1.697倍まで下がることが見込まれ、この都道府県別定数を前提に、国勢調査人口による選挙区間の最大較差が2以上とならないような選挙区割りの改定案の勧告が令和4年6月25日までに行われることが法律上予定されており、前記較差（人口）は、早晚、確実に解消される見込みであることなどの諸事情を総合考慮すれば、本件選挙区割りが違憲状態に至っているということとはできない。

エ したがって、本件選挙当時において、本件区割規定及びこれに基づき定められた本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということとはできず、本件区割規定が憲法14条1項等に違反するとはいえない。

4 その余の原告らの主張について

(1) 憲法前文、1条及び56条2項等を根拠として、本件選挙は憲法の保障する1人1票の原則による人口比例選挙に反して無効であるとする原告らの主張に理由がないこと

原告らは、憲法前文第1文前段、1条及び56条2項等を根拠として、本件選挙は憲法の保障する1人1票の原則による人口比例選挙に反して無効であるなどと主張するが（訴状2、3、9及び10ページ、準備書面（1）62ないし78ページ）、かかる原告らの主張に理由がないことは、これまで述べてきたことに照らして明らかである。また、累次の最高裁大法廷判決も同旨の判示をしており、例えば、平成30年大法廷判決と同じ日に言い渡された最高裁判所平成30年12月19日大法廷判決（集民260号139ページ）は、「各論旨は、憲法56条2項、1条、前文第1文前段等を根拠として、本件選挙は憲法の保障する1人1票の原則による人口比例選挙に反して無効であるなどというが、所論に理由のないことは以上に述べたところか

ら明らかである」と判示している。

なお、原告らの上記主張と同様の主張は、参議院議員選挙に関する選挙無効請求訴訟においても主張されているところ、令和元年参議院議員選挙に関する最高裁判所令和2年11月18日大法廷判決（集民264号299ページ）においても、「なお、各論旨は、憲法56条2項、1条、前文第1文前段等を根拠として、本件選挙は憲法の保障する1人1票の原則による人口比例選挙に反して無効であるなどというが、所論に理由のないことは以上に述べたところから明らかである。」と判示されているところである。

(2) 平成23年から平成27年までの各大法廷判決により立法の合理性が失われた1人別枠方式が本件選挙区割りに残存しているとして、これを根拠に本件選挙区割りが違憲状態であるとする原告らの主張に理由がないこと

原告らは、本件選挙区割りに係る各都道府県への議席配分について、1人別枠方式が廃止される前の区割基準に基づいて配分された定数が残っていることを根拠に、本件選挙区割りが違憲状態である旨主張する（訴状3ないし6ページ、準備書面（1）1ないし15ページ）。

しかしながら、この点について、平成30年大法廷判決は、本件選挙区割りに係る各都道府県への議席配分においては、平成24年改正法及び平成28年改正法により選挙区数が減少した県以外の都道府県について、1人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて配分された議席が残っており、その中には、アダムズ方式による議席配分が行われた場合に異なる議席が配分されることとなる都道府県が含まれていることを指摘した上で、平成24年改正法から平成29年改正法までの立法措置によって、1人別枠方式を定めた平成24年改正前の区画審設置法3条2項が削除されたほか、議員1人当たりの人口の少ない合計11県の定数を各1減ずる内容の議席配分の見直しや選挙区割りの改定が順次行われたことにより、平成29年選挙当日における選挙人比最大較差が縮小したことや、平成29年選挙の施行時点において、平成32

年（令和2年）以降の大規模国勢調査の結果に基づく各都道府県への議席配分をアダムズ方式により行うことによって1人別枠方式の下における議席配分の影響を完全に解消させる立法措置が講じられていたことを指摘し、「このような立法措置の内容やその結果縮小した較差の状況を考慮すると、本件選挙において、1人別枠方式を含む旧区割基準（引用者：平成24年改正前の区画審設置法による区割基準）に基づいて配分された定数とアダムズ方式により各都道府県の定数配分をした場合に配分されることとなる定数を異にする都道府県が存在していることをもって、本件選挙区割り憲法の投票価値の平等の要求に反するものとなるということとはできない」と判示している（民集72巻6号1268及び1269ページ）。同判旨に照らせば、原告らの指摘する上記事情を根拠に本件選挙区割りが違憲状態にあると評価することはできないから、原告らの主張は、理由がない。

なお、原告らは、平成23年から平成27年までの各大法廷判決が、全ての都道府県について1人別枠方式が廃止される前の同方式に基づく都道府県別定数を見直さない限り違憲状態が解消されない旨判示したとの理解を前提に、平成30年大法廷判決が不当な判例変更を行っている旨主張するようであるが（準備書面（1）1ないし15ページ、79ないし95ページ）、そのような平成23年から平成27年までの各大法廷判決の判示の理解自体が独自の見解にすぎず、前提において誤っており理由がない。

(3) 平成30年大法廷判決が違法判断の基準時の解釈（判例）を不当に変更したとする原告らの主張に理由がないこと

原告らは、平成30年大法廷判決が、選挙区割りの合憲性を判断するに当たり、平成28年改正法（アダムズ方式採用）の成立を考慮しているなどとし、その点を捉えて、昭和51年大法廷判決の違法判断の基準時の解釈を不当に変更した旨主張する（訴状7及び8ページ、準備書面（1）16ないし61ページ）。

しかしながら、平成30年大法廷判決の多数意見が、平成29年選挙当時における投票価値の較差の程度のみならず、平成27年大法廷判決後にされた選挙制度調査会による本件答申やこれを前提とする平成28年改正法及び平成29年改正法の内容に言及したのは、選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあるか否かを判断するに当たり、較差という客観的かつ形式的な数値だけでなく、当該較差の数値の背後にある選挙制度の仕組みや当該較差を生じさせる要因等をも考慮する必要があるとの考え方を採っているからであり（日置・前掲判例解説448ページ参照）、このような考え方は、区割規定の憲法適合性の判断に当たり、投票価値の平等を最も重要かつ基本的な基準としつつ、国会において考慮することが許容されている諸要素を考慮し、投票価値の平等を確保する要請との調和を図ることが求められるとの判断枠組みを示してきた累次の最高裁大法廷判決とも整合するものであって、何ら不合理な点はない。

その上で、平成30年大法廷判決が、選挙区割りの合憲性の判断に当たって平成28年改正法の成立を考慮したのは、「本判決の多数意見がアダムズ方式による定数配分等に言及したのは、平成28年改正法の附則の下で設けられた本件区割規定の定める本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあるか否かを判断するに当たって、その前提となるアダムズ方式による定数配分等を規定した平成28年改正法の本則の定めが、安定的に選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させることを可能とする立法措置であることを示したものであって、この関係において附則が漸進的であるということを超えて、いまだ本件選挙区割りに反映されていないアダムズ方式を、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあるか否かの判断に当たってしん酌したものではないと考えられる」とあるように（日置・前掲判例解説449ページ）、平成28年改正法の附則の漸進性を示したものにすぎないと解すべきである。

したがって、平成30年大法廷判決が、違法判断の基準時に係る解釈を不当に変更したとの原告らの主張は、当を得ないものである。

5（予備的主張）これまで述べたことから、違憲状態に至っていないと判断されるべきことは明らかであるが、仮に違憲状態にあったとの評価をすとしても、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえないこと

前記2で述べたとおり、衆議院議員総選挙に関する選挙無効請求訴訟では、区割規定及びこれに基づく選挙区割りの合憲性に係る判断枠組みとして、これまでの最高裁の累次の判例によって、①区割規定又は選挙区割りが投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態（違憲状態）に至っているか否か、②違憲状態に至っている場合には、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったとして区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か、③当該規定が憲法の規定に違反するに至っている場合には、選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否か（事情判決とするか否か）、という判断枠組みが確立しているところ、本件においては、前記3で述べたとおり、①の点において、違憲状態に至っていないと判断されるべきことは明らかである。

以下では、なお念のために、仮に、①の点で違憲状態に至っていると評価された場合であっても、②の点について憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったとはいえないから、本件区割規定及びこれに基づく本件選挙区割りが憲法の規定に違反するに至っているとは到底いえないことを明らかにする。

(1) 合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かの判断枠組み

平成25年大法廷判決及び平成27年大法廷判決が判示するとおり、憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、議席配分又は選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法的判断がされれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負うものであるところ、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否か

を判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点から評価すべきものと解される（平成25年大法廷判決に係る民集67巻8号1523ページ、平成27年大法廷判決に係る民集69巻7号2060ページ）*25。

そして、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったか否かは、裁判所において投票価値の較差が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとの判断が示されるなど、国会が、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態となったことを認識し得た時期を基準（始期）として、上記の諸般の事情を総合考慮して判断されるべきである。このように国会が認識し得た時期を基準（始期）とすることについては、①平成23年大法廷判決において、「平成19年6月13日大法廷判決（引用者注：平成19年大法廷判決）において、平成17年の総選挙の時点における1人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて、（中略）いずれも憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断が示されていたことなどを考慮すると、本件選挙までの間に本件区割基準中の1人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正がされなかったことをもって、憲

*25 このような判断枠組みについて、「憲法の投票価値の平等の要求に反する違憲状態が発生した時点から是正に要する合理的期間を先験的、自明的に導出するのではなく、立法権と司法権との関係を踏まえ、是正の方法について国会に一定の裁量権があることを前提として、合理的期間内における是正の有無の判断の中で、期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容や必要な作業等、国会における是正の実現に向けた取組についても、立法裁量権の行使の相当性において評価することを認めたものといえることができると思われる。」（日置・前掲判例解説464ページ）との指摘がされている。

法上要求される合理的期間内に是正がされなかったものということとはできない」(民集65巻2号781ページ)と判断されていること、②平成25年大法廷判決において、「本件旧区割基準中の1人別枠方式に係る部分及び同方式を含む同区割基準に基づいて定められた選挙区割りについては、前掲最高裁平成19年6月13日大法廷判決までは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないとする当審の判断が続けられており、これらが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとする当裁判所大法廷の判断が示されたのは、平成23年3月23日であり、国会においてこれらが上記の状態にあると認識し得たのはこの時点からであったというべきである。」(民集67巻8号1523ページ)と判断されていること、③平成25年7月施行の参議院議員選挙に関する選挙無効訴訟に係る最高裁判所平成26年11月26日大法廷判決(民集68巻9号1363ページ)においても、「違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているとし、その解消のために選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であるとする当裁判所大法廷の判断が示されたのは、平成24年大法廷判決の言渡しがされた平成24年10月17日であり、国会において上記の状態に至っていると認識し得たのはこの時点からであったというべきである。」(同号1378ページ)と判断されていることからして明らかである。

なお、原告らは、「『合理的期間の判例法理』自体が、憲法に違反し、憲法98条1項により『その効力を有しない』」と主張するが(訴状6ページ)、かかる原告らの主張は、同種選挙無効訴訟に関する累次の最高裁大法廷判決が前提としてきた判断枠組みとは異なる独自の見解であり、理由がない。

- (2) 国会が、本件選挙時までには本件区割規定及びこれに基づく本件選挙区割りが違憲状態であると認識することはできなかったことなどからすれば、合理的期間内に是正がされなかったなどと評価することはできないこと

これを本件について見ると、前記第4の3(2)イで述べたとおり、平成30年大法廷判決は、「平成27年大法廷判決が平成26年選挙当時の選挙区割りについて判示した憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は、平成29年改正法による改正後の平成28年改正法によって解消されたものと評価することができる」とした上で、「本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということはできず、本件区割規定が憲法14条1項等に違反するものということとはできない」と判示している（民集72巻6号1269ページ）。

そして、本件選挙は、平成30年大法廷判決後に初めて行われた総選挙であるから、仮に何らかの事情により同判決における本件選挙区割りに関する評価が覆り、違憲状態に至っているとしても、国会において、そのことを認識すべき契機は一切存在せず、その状態を認識し得ない状況であったことは、明らかである。

そもそも平成28年改正後の区画審設置法では、大規模国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に、区画審が選挙区割りの改定案を作成し勧告することとされており（同法4条1項）、同改正の時点で、国会の政治的な判断として、同法の仕組みを初めて適用するのは平成32年（令和2年）の大規模国勢調査以降とされ、同年までの投票価値の較差については、平成32年見込人口も基準として2倍未満の較差を維持する選挙区割りの改定を行うことで担保することとされていた。

そうすると、前記第3の4(21)及び(22)で述べたとおり、国会は、令和2年の大規模国勢調査の結果による人口（速報値）が最初に官報に公示された日（実際には令和3年6月25日）以後、区画審による改定案の勧告を待つて、同勧告を踏まえた立法的措置を講じることを予定しており、それとは異なるタイミングで選挙制度の改定を行うことは、平成28年改正や平成29年改正によって設けられた選挙制度が予定するところと整合しないばかりか、

選挙制度の安定性を考慮して平成32年（令和2年）の大規模国勢調査以降にアダムズ方式による議席配分を導入することとした判断に正面から相反するものというべきである。

なお、国会は、平成28年改正法附則5条において、「この法律の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、民意の集約と反映を基本としその間の適正なバランスに配慮しつつ、公正かつ効果的な代表という目的が実現されるよう、不断の見直しが行われるものとする。」と定め、立法府として、一票の較差の是正を含めて望ましい選挙制度の在り方について不断の見直しを行っていく旨の決意を示しているところである（乙第4号証251ページ）。

以上のとおり、国会において、本件選挙までに、本件区割規定の定める本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあるなどということは全く認識し得ない状況にあった上、立法府として選挙制度の在り方の不断の見直しを行う決意を示していることも考慮すれば、本件区割規定の定める本件選挙区割りについて憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったなどといえないことは明らかである。

6 まとめ

以上述べてきたとおり、本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態（違憲状態）にあったとはいえず、仮に違憲状態にあったとしても、本件区割規定の定める本件選挙区割りについて憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったなどとはいえないのであるから、原告らの主張に理由がないことは明らかである。

したがって、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法の規定に違反しない。

第5 結論

以上の次第で、本件区割規定の定める本件選挙区割りは憲法の規定に違反しないから、本件選挙は有効である。

よって、原告らの請求は理由がないからいずれも棄却されるべきである。

以 上

(別紙1)

—平成24年改正前の区画審設置法3条—

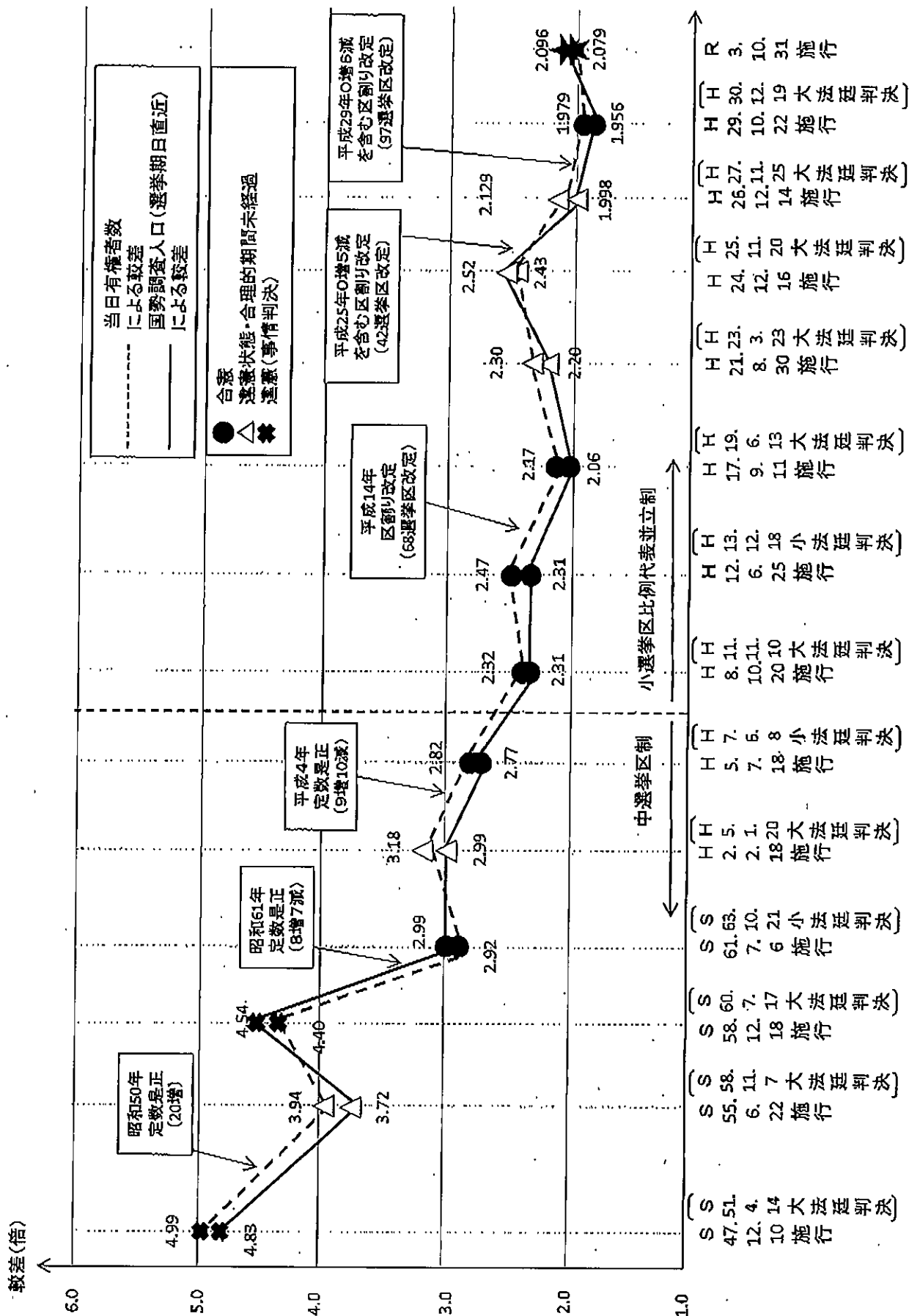
- 1 前条の規定による改訂案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 2 前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、1に、公職選挙法第4条第1項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とする。

—平成28年改正前の区画審設置法3条—

前条の規定による改訂案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

—平成28年改正後の区画審設置法3条—

- 1 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口（最近の国勢調査（統計法第5条第2項の規定により行われる国勢調査に限る。）の結果による日本国民の人口をいう。以下この条において同じ。）の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 2 次条第1項の規定による勧告に係る前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県の人口を小選挙区基準除数（その除数で各都道府県の人口を除して得た数（1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げるものとする。）の合計数が公職選挙法第4条第1項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。）で除して得た数（1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げるものとする。）とする。
- 3 次条第2項の規定による勧告に係る第1項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、変更しないものとする。



(別紙)

送達場所

住所

〒102-8225

東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部

行政訟務部門 志村宛て

電話 03-5213-1296

-1298

-1397

-1398

-1403

FAX 03-3515-7307

令和3年(行ケ)第28号 選挙無効請求事件

原告 鶴本圭子ほか


被告 東京都選挙管理委員会ほか


証拠説明書(1)


令和3年12月10日

東京高等裁判所第8民事部B1係 御中

被告ら指定代理人

新井吐 

近藤元樹 

石井広太郎 


井坂直子 

石井克典 


志村直之 

林智彦 

竹澤重幸 


谷口真央 


酒井由美子 

栗野 彰 


宮川 和 


被告東京都選挙管理委員会指定代理人

広木 明裕美 


小林 雅史 


被告神奈川県選挙管理委員会指定代理人


村松 智浩 


鳥海 孝浩 


被告埼玉県選挙管理委員会指定代理人

田中 秀一 


鈴木 慎二 


小此木 一晃 

堀越 紀史 

青木 洋平 

被告千葉県選挙管理委員会指定代理人

川名 健介 

富樫 利光 

河合 佑 亮



被告茨城県選挙管理委員会指定代理人

中 村 一 紀



佐 野 貴 之



被告栃木県選挙管理委員会指定代理人

大根田 起 司



松 本 祥太郎



被告群馬県選挙管理委員会指定代理人

角 田 毅 弘



清 水 直 之



千 明 祐 介



廣 澤 大 地



被告静岡県選挙管理委員会指定代理人

山 田 琢 也



山 岸 達 生





坂 本 勝





杉 山 明 規




土井口 卓 


山口 裕司 


土屋 智也 


鈴木 秋生 


被告山梨県選挙管理委員会指定代理人


井筒 慎太郎 

佐藤 晃一 


向山 努 


武川 俊之 


伊藤 徹治 

酒井 洋憲 

被告長野県選挙管理委員会指定代理人

岩下 秀樹 

田中英児 

山浦 裕道 

佐々木 淳 

被告新潟県選挙管理委員会指定代理人

落合 秀也



石川 孝夫



石塚 和徳



野上 仁志



略語等は、答弁書の例による。

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
乙1の1の1	「令和2年国勢調査人口(速報値)に基づく計算結果の概要」と題する書面	写し 令和3年6月25日	総務省自治行政局選挙部	選挙区間における議員1人当たりの日本国民の人口(令和2年の大規模国勢調査時)の最大較差(人口)が1対2.094であったこと等
乙1の1の2	「令和2年国勢調査人口(確定値)に基づく計算結果の概要」と題する書面	写し 令和3年11月30日	総務省自治行政局選挙部	選挙区間における議員1人当たりの日本国民の人口(令和2年の大規模国勢調査時)の最大較差(人口)が1対2.096であったこと等
乙1の2	「衆議院小選挙区別 第49回総選挙当日有権者数」と題する書面	写し 令和3年11月26日	総務省自治行政局選挙部	本件選挙において、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数(選挙日現在)の最大較差が1対2.079であったこと等
乙2の1	「平成21年選挙の選挙区別選挙当日有権者数(有権者数順)」と題する書面	写し 平成21年8月30日	総務省自治行政局選挙部	平成21年選挙において、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数(選挙日現在)の最大較差が1対2.304であり、較差が2倍以上となっている選挙区は、45選挙区であったこと
乙2の2	「平成24年選挙の選挙区別選挙当日有権者数(有権者数順)」と題する書面	写し 平成24年12月16日	総務省自治行政局選挙部	平成24年選挙において、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数(選挙日現在)の最大較差が1対2.425であり、較差が2倍以上となっている選挙区は、72選挙区であったこと
乙2の3	「平成26年選挙の選挙区別選挙当日有権者数(有権者数順)」と題する書面	写し 平成26年12月14日	総務省自治行政局選挙部	平成26年選挙において、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数(選挙日現在)の最大較差が1対2.129であり、較差が2倍以上となっている選挙区は、13選挙区であったこと
乙2の4	「平成29年選挙の選挙区別選挙当日有権者数(有権者数順)」と題する書面	写し 平成29年10月22日	総務省自治行政局選挙部	平成29年選挙において、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数(選挙日現在)の最大較差が1対1.979であり、較差が2倍以上となっている選挙区は、0選挙区であったこと
乙3の1	選挙時報第62巻第10号(抜粋)	写し 平成25年10月25日	全国市区選挙管理委員会連合会	平成24年改正法及び平成25年改正法の概要及び成立までの経緯等

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
乙3の2	選挙時報第62巻第11号 (抜粋)	写し 平成25年11月25日	全国市区選挙 管理委員会連 合会	同上
乙4	RESEARCH BUREAU U論究(抜粋)	写し 平成28年12月	衆議院調査局	平成24年改正法、平成25年改正法及び平成28年改正法の概要及び成立までの経緯等
乙5	衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告	写し 平成25年3月28日	衆議院議員選挙区画定審議会	平成24年選挙後、区画審が、内閣総理大臣に対し、平成24年改正法の附則に規定された基準に基づき、各都道府県の選挙区数の0増5減を前提に、選挙区間の人口較差が2倍未満となるように17都県の42選挙区において区割りを改めることを内容とする選挙区割りの改定案を勧告したこと等
乙6	衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告 参考資料 (抜粋)	写し 平成25年3月28日	総務省	同上
乙7の1	「関係都県知事意見について」と題する書面	写し 平成25年3月28日	衆議院議員選挙区画定審議会	平成25年改正に際しては、関係都県の知事から、投票価値の較差の是正に伴う弊害や懸念等、様々な意見が出されるなどしていたこと
乙7の2	衆議院小選挙区の区割りの見直しを求める意見書	写し 平成20年12月25日	宇都宮市議会 議長	平成24年改正及び平成25年改正に至るまでの間には、関係都県の知事から、投票価値の較差の是正に伴う弊害や懸念等、様々な意見が出されるなどしていたこと
乙7の3	衆議院小選挙区の区割りの見直しを求める意見書	写し 平成21年3月23日	長野市議会 議長	同上
乙7の4	衆議院小選挙区の区割りの見直しを求める意見書	写し 平成21年9月30日	岐阜市議会	同上

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
乙7の5	衆議院小選挙区の区割りの見直しを求める意見書	写し	平成21年10月6日	宮城県大崎市 議会議長	同上
乙7の6	衆議院選挙制度に関する 意見書	写し	平成24年3月16日	和歌山県議会	同上
乙7の7	抜本的な衆議院選挙制 度改革を求める意見書	写し	平成24年3月16日	高知県議会議 長	同上
乙7の8	過疎後進県に配慮された 衆議院選挙制度改革を 求める意見書	写し	平成24年7月6日	高知県議会議 長	同上
乙7の9	衆議院小選挙区につい て市町村の区域に基づく 区割りを求める意見書	写し	平成24年10月3日	広島県議会	同上
乙7の10	衆議院小選挙区の区割りの見直しを求める意見書	写し	平成24年12月21日	埼玉県久喜市 議会	同上
乙7の11	地方の意見を尊重した衆 議院選挙制度改革を求 める意見書	写し	平成24年12月27日	高知県議会議 長	同上
乙7の12	衆議院小選挙区の区割り 改定案に反対する意見書	写し	平成25年2月12日	愛媛県伊予市 議会	同上
乙7の13	諫早市を分断する衆議院 議員小選挙区の区割り見 直し素案に断固反対する 意見書	写し	平成25年2月15日	長崎県諫早市 議会	同上

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
乙7の14	衆議院小選挙区の区割り に関し大崎市の区域を分 割せずに一の選挙区に 包含することを求める意 見書	写し 平成25年2月19日	宮城県大崎市 議会議長	同上
乙7の15	地方の意見を尊重した衆 議院選挙制度改革を求 める意見書	写し 平成25年2月28日	和歌山県有田 周辺広域圏事 務組合議会	同上
乙7の16	有田市を和歌山三区から 二区に編入する衆議院小 選挙区の区割り改定案に 反対する意見書	写し 平成25年3月13日	和歌山県有田 市議会議長	同上
乙7の17	衆議院小選挙区の区割り 改定についての意見書	写し 平成25年3月16日	熊本県美里町 議会議長	同上
乙7の18	地方の意見を尊重した衆 議院選挙制度改革を求 める意見書	写し 平成25年3月15日	和歌山県議会	同上
乙7の19	衆議院議員選挙の選挙 区の改正を求める意見書	写し 平成25年3月19日	埼玉県鴻巣市 議会	同上
乙7の20	有田市を和歌山3区から 2区に編入する衆議院小 選挙区の区割り改定案に 反対する意見書	写し 平成25年3月21日	和歌山県有田 川町議会	同上
乙7の21	衆議院小選挙区の区割り 改定についての意見書	写し 平成25年3月21日	熊本県宇土市 議会議長	同上
乙7の22	有田市を和歌山三区から 二区に編入する衆議院小 選挙区の区割り改定案に 反対する意見書	写し 平成25年3月22日	和歌山県有田 郡広川町議会	同上

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	
乙7の23	有田市を和歌山三区から二区に編入する衆議院小選挙区の区割り改定案に反対する意見書	写し	平成25年3月27日	和歌山県有田郡湯浅町議会	同上
乙7の24	衆議院小選挙区の区割り改定についての意見書	写し	平成25年6月6日	熊本県甲佐町議会議長	同上
乙7の25	衆議院小選挙区の選挙区割りの更なる見直しを求める意見書	写し	平成25年6月24日	群馬県桐生市議会議長	同上
乙8の1	「第1回衆議院選挙制度に関する調査会」に関する衆議院ホームページの記事	写し	平成29年9月25日	衆議院	「衆議院選挙制度に関する調査会」(第1回)における議事概要等
乙8の2	「第2回衆議院選挙制度に関する調査会」に関する衆議院ホームページの記事	写し	平成29年9月25日	衆議院	「衆議院選挙制度に関する調査会」(第2回)における議事概要等
乙8の3	「第3回衆議院選挙制度に関する調査会」に関する衆議院ホームページの記事	写し	平成29年9月25日	衆議院	「衆議院選挙制度に関する調査会」(第3回)における議事概要等
乙8の4	「第4回衆議院選挙制度に関する調査会」に関する衆議院ホームページの記事	写し	平成29年9月25日	衆議院	「衆議院選挙制度に関する調査会」(第4回)における議事概要等
乙8の5	「第5回衆議院選挙制度に関する調査会」に関する衆議院ホームページの記事	写し	平成29年9月25日	衆議院	「衆議院選挙制度に関する調査会」(第5回)における議事概要等
乙8の6	「第6回衆議院選挙制度に関する調査会」に関する衆議院ホームページの記事	写し	平成29年9月25日	衆議院	「衆議院選挙制度に関する調査会」(第6回)における議事概要等

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
乙8の7	「第7回衆議院選挙制度に関する調査会」に関する衆議院ホームページの記事	写し	平成29年9月25日	衆議院	「衆議院選挙制度に関する調査会」(第7回)における議事概要等
乙8の8	「第8回衆議院選挙制度に関する調査会」に関する衆議院ホームページの記事	写し	平成29年9月25日	衆議院	「衆議院選挙制度に関する調査会」(第8回)における議事概要等
乙8の9	「第9回衆議院選挙制度に関する調査会」に関する衆議院ホームページの記事	写し	平成29年9月25日	衆議院	「衆議院選挙制度に関する調査会」(第9回)における議事概要等
乙8の10	「第10回衆議院選挙制度に関する調査会」に関する衆議院ホームページの記事	写し	平成29年9月25日	衆議院	「衆議院選挙制度に関する調査会」(第10回)における議事概要等
乙8の11	「第11回衆議院選挙制度に関する調査会」に関する衆議院ホームページの記事	写し	平成29年9月25日	衆議院	「衆議院選挙制度に関する調査会」(第11回)における議事概要等
乙8の12	「第12回衆議院選挙制度に関する調査会」に関する衆議院ホームページの記事	写し	平成29年9月25日	衆議院	「衆議院選挙制度に関する調査会」(第12回)における議事概要等
乙8の13	「第13回衆議院選挙制度に関する調査会」に関する衆議院ホームページの記事	写し	平成29年9月25日	衆議院	「衆議院選挙制度に関する調査会」(第13回)における議事概要等
乙8の14	「第14回衆議院選挙制度に関する調査会」に関する衆議院ホームページの記事	写し	平成29年9月25日	衆議院	「衆議院選挙制度に関する調査会」(第14回)における議事概要等
乙8の15	「第15回衆議院選挙制度に関する調査会」に関する衆議院ホームページの記事	写し	平成29年9月25日	衆議院	「衆議院選挙制度に関する調査会」(第15回)における議事概要等

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
乙8の16	「第16回衆議院選挙制度に関する調査会」に関する衆議院ホームページの記事	写し 平成29年9月25日	衆議院	「衆議院選挙制度に関する調査会」(第16回)における議事概要等
乙8の17	「第17回衆議院選挙制度に関する調査会」に関する衆議院ホームページの記事	写し 平成29年9月25日	衆議院	「衆議院選挙制度に関する調査会」(第17回)における議事概要等
乙9	「『衆議院選挙制度に関する調査会』について」と題する書面	写し 平成26年6月19日	議院運営委員会	選挙制度調査会に対する諮問事項は、現行制度を含めた選挙制度の評価、衆議院議員定数削減の処理及び一票の較差を是正する方途等であり、各会派は、選挙制度調査会の答申を尊重するものとされていたこと
乙10	衆議院選挙制度に関する調査会答申	写し 平成28年1月14日	衆議院選挙制度に関する調査会	左記答申の内容
乙11の1	選挙時報第65巻第12号(抜粋)	写し 平成28年12月25日	全国市区選挙管理委員会連合会	平成28年改正法の概要及び成立までの経緯等
乙11の2	選挙時報第66巻第1号(抜粋)	写し 平成29年1月25日	全国市区選挙管理委員会連合会	同上
乙12の1	第190回国会衆議院会議録第27号	写し 平成28年4月22日	衆議院	平成28年改正法に係る国会の審議経過等
乙12の2	第190回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第6号	写し 平成28年4月22日	衆議院	同上

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
乙12の3	第190回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第7号	写し 平成28年4月25日	衆議院	同上
乙12の4	第190回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第8号	写し 平成28年4月26日	衆議院	同上
乙12の5	第190回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第9号	写し 平成28年4月27日	衆議院	同上
乙12の6	第190回国会衆議院会議録第29号	写し 平成28年4月28日	衆議院	同上
乙12の7	第190回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会議録第4号	写し 平成28年5月18日	参議院	同上
乙12の8	第190回国会参議院会議録第29号(その1) (抜粋)	写し 平成28年5月20日	参議院	同上
乙13の1	「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律 概要」と題する書面	写し 平成28年5月27日	総務省	平成28年改正法の概要
乙13の2	衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律	写し 平成28年5月27日	総務省	平成28年改正法の内容及び提出理由
乙13の3	衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律 新旧対照表	写し 平成28年5月27日	総務省	平成28年改正法の改正内容

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
乙13の4	「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律等の施行について(通知)」と題する書面	写し 平成28年5月27日	総務大臣	平成28年改正法の施行通知
乙14の1	衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告 参考資料	写し 平成29年4月19日	総務省	本件勧告の参考資料等
乙14の2	衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告	写し 平成29年4月19日	衆議院議員選挙区画定審議会	本件勧告の内容
乙15の1	「関係都道府県知事意見について」と題する書面	写し 平成29年4月19日	衆議院議員選挙区画定審議会	平成29年改正に際しては、地方公共団体等から国に対し、様々な意見が寄せられていたこと
乙15の2	衆議院小選挙区の選挙区割りの更なる見直しを求める意見書	写し 平成25年9月27日	群馬県みどり市議会議長	同上
乙15の3	国会議員の議員定数削減と衆議院小選挙区の選挙区割りの更なる見直しを求める意見書	写し 平成26年6月18日	桐生市議会議長	同上
乙15の4	衆議院小選挙区の区割りの見直しを求める意見書	写し 平成26年7月4日	北海道議会	同上
乙15の5	衆議院小選挙区の区割りの見直しを求める意見書	写し 平成27年12月17日	幌加内町議会議長	同上
乙15の6	衆議院小選挙区の区割りの見直しを求める意見書	写し 平成27年12月18日	北海道天塩郡幌延町議会議長	同上

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
乙15の7	早急な衆議院選挙制度改革を求める意見書	写し 平成28年3月29日	群馬県前橋市議会	同上
乙15の8	国政選挙における選挙区定数等の見直しに関する意見書	写し 平成28年9月26日	新潟県議会	同上
乙15の9	公職選挙法等改正に関する要望書	写し 平成28年10月	指定都市選挙管理委員会連合会	同上
乙15の10	公職選挙法等改正に関する要望事項	写し 平成28年12月	全国市区選挙管理委員会連合会	同上
乙15の11	衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区割り改定において市の区域を分割しないことを求める意見書	写し 平成28年12月2日	川西市議会	同上
乙15の12	衆議院小選挙区区割り見直しに関する意見書	写し 平成28年12月14日	三重県多気郡多気町議会議長	同上
乙15の13	国政選挙における選挙区定数等の見直しに関する意見書	写し 平成28年12月14日	愛媛県議会	同上
乙15の14	衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区割りに関する意見書	写し 平成28年12月16日	綾瀬市議会議長	同上
乙15の15	国会議員選挙における地方代表の確保を求める意見書	写し 平成28年12月16日	長野県上伊那郡飯島町議会	同上

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙15の16	衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区割りに関する意見書	写し 平成28年12月20日	大和市議会	同上
乙15の17	衆議院小選挙区の区割り改定において市区町村の区域を分割する場合は最大限の慎重さをもって行うことを求める意見書	写し 平成28年12月22日	芦屋市議会	同上
乙15の18	衆議院小選挙区の区割り改定において市の区域を分割しないことを求める意見書	写し 平成29年2月20日	伊丹市議会	同上
乙15の19	衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区割り改定において、市の区域を分割しないことを求める意見書	写し 平成29年2月21日	西宮市議会	同上
乙15の20	衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区割り改定において市の区域を分割しないことを求める意見書	写し 平成29年2月21日	宝塚市議会議長	同上
乙15の21	衆議院小選挙区の区割り改定において市の区域を分割しないことを求める要望書	写し 平成29年3月1日	兵庫県宝塚市長	同上
乙15の22	国政選挙における選挙区定数等の見直しに関する意見書	写し 平成29年3月17日	愛媛県久万高原町議会	同上
乙15の23	国政選挙における選挙区定数等の見直しに関する意見書	写し 平成29年3月21日	新潟県岩船郡関川村議会議長	同上
乙15の24	衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区割りの改定において市町の区域を分割しないことを求める要望書	写し 平成29年4月6日	瀬戸市長 尾張旭市長 豊明市長 日進市長 長久手市長 東郷町長	同上

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
乙15の25	衆議院小選挙区選出議員の区割りに関する要請書	写し 平成29年4月17日	座間市長	同上
乙15の26	衆議院小選挙区の区割り改定における市の区域の分割について再考を求める意見書	写し 平成29年4月24日	多摩市議会議長	同上
乙15の27	衆議院小選挙区の区割り改定並びに選挙制度の抜本的見直しを求める意見書	写し 平成29年4月27日	福島県西郷村議会	同上
乙15の28	衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に係る要望書について	写し 平成29年4月28日	川西市長 川西市議会議長	同上
乙15の29	衆議院小選挙区改定案に対する要望について	写し 平成29年5月1日	西宮市長	同上
乙15の30	衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区割りに再考を求める意見書	写し 平成29年5月1日	稲城市議会議長	同上
乙15の31	衆議院小選挙区区割りの改定に反対する意見書	写し 平成29年5月2日	愛知県額田郡幸田町議会議長	同上
乙15の32の1	「九都県市首脳会議とは」と題するホームページの記事	写し 平成29年11月1日	九都県市首脳会議	九都県市首脳会議の意義等
乙15の32の2	衆議院小選挙区の区割り改定案について	写し 平成29年5月19日	九都県市首脳会議	平成29年改正に際しては、地方公共団体等から国に対し、様々な意見が寄せられていたこと

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
乙15の33	衆議院小選挙区改定に 対する要望について	写し	平成29年5月22日	西宮市選挙管 理委員会委員 長	同上
乙15の34	衆議院小選挙区選出議 員の選挙区の区割りに地 方の意見を尊重すること を強く求める意見書	写し	平成29年6月2日	座間市議会議 長	同上
乙16	選挙時報第66巻第9号 (抜粋)	写し	平成29年9月25日	全国市区選挙 管理委員会連 合会	平成29年改正法の概要及び成 立までの経緯等
乙17の1	第193回国会衆議院政 治倫理の確立及び公職 選挙法改正に関する特別 委員会議録第4号	写し	平成29年5月10日	衆議院	平成29年改正法に係る国会の審 議経過等
乙17の2	第193回国会衆議院政 治倫理の確立及び公職 選挙法改正に関する特別 委員会議録第5号	写し	平成29年5月26日	衆議院	同上
乙17の3	第193回国会衆議院政 治倫理の確立及び公職 選挙法改正に関する特別 委員会議録第6号	写し	平成29年5月31日	衆議院	同上
乙17の4	第193回国会参議院政 治倫理の確立及び選挙 制度に関する特別委員会 議録第3号	写し	平成29年6月7日	参議院	同上
乙18の1	「衆議院小選挙区の区割 りの改定等について」と題 する総務省ホームページ の記事	写し	平成29年10月19日	総務省	平成29年改正法の改正内容
乙18の2	「衆議院議員選挙区面定 審議会設置法及び公職 選挙法の一部を改正する 法律の一部を改正する法 律の概要」と題する書面	写し	平成29年6月	総務省	平成29年改正法の概要

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
乙18の3	「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行について(通知)」と題する書面	写し 平成29年6月16日	総務大臣	平成29年改正法の施行通知
乙18の4	衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律 新旧対照表	写し 平成29年6月16日	総務省	平成29年改正法の改正内容
乙18の5	区割り変更地図	写し 平成29年6月16日	総務省	平成29年改正法に係る小選挙区選挙の区割り地図
乙18の6	「分割市区町の状況」と題する書面	写し 平成29年11月	総務省選挙部	平成8年当時, 平成14年当時, 平成25年改正当時及び平成29年改正当時における各分割市区町数及び関係選挙区数
乙19の1	衆議院小選挙区の区割り改定並びに選挙制度の抜本的見直しを求める意見書	写し 平成29年6月14日	福島県西白河郡中島村議会	平成29年改正後も, 地方公共団体等から, 国に対し, 平成29年改正について様々な意見が寄せられたこと
乙19の2	衆議院小選挙区の区割り改定並びに選挙制度の抜本的見直しを求める意見書	写し 平成29年6月19日	福島県矢吹町議会議長	同上
乙19の3	衆議院小選挙区の区割り改定並びに選挙制度の抜本的見直しを求める意見書	写し 平成29年6月20日	福島県泉崎村議会議長	同上
乙19の4	国政選挙における選挙区定数等の見直しに関する意見書	写し 平成29年6月20日	柏崎市議会	同上
乙19の5	国政選挙における選挙区定数等の見直しに関する意見書	写し 平成29年6月20日	新潟県阿賀野市議会	同上

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
乙19の6	国政選挙における選挙区 定数等の見直しに関する 意見書	写し 平成29年6月21日	新潟県中魚沼 郡津南町議会 議長	同上
乙19の7	国政選挙における選挙区 定数等の見直しに関する 意見書	写し 平成29年6月27日	新潟県五泉市 議会議長	同上
乙19の8	衆議院小選挙区の区割り 改定並びに選挙制度の 抜本的見直しを求める意 見書	写し 平成29年6月28日	白河市議会議 長	同上
乙19の9	衆議院小選挙区の区割り 改定法の再考を求める意 見書	写し 平成29年7月5日	愛媛県松山市 議会	同上
乙19の10	地域の実情に即した選挙 制度の改革を求める意見 書	写し 平成29年7月5日	福島県議会議 長	同上
乙19の11	国政選挙における選挙区 定数等の見直しに関する 意見書	写し 平成29年7月11日	新潟県阿賀町 議会議長	同上
乙20の1	「『どう変わる？ 衆議院 選挙の小選挙区』(くらし ☆解説)」と題するホーム ページの記事	写し 平成28年10月27日	NYIK	平成28年改正後も、地方公共団 体等から、国に対し、平成28年改 正及び平成29年改正について 様々な意見が寄せられたこと
乙20の2	「衆院選区割り改定『減区 は地方創生に逆行』九州 4知事が意見書」と題する ホームページの記事	写し 平成28年11月23日	産経ニュース	同上
乙20の3	「区割り、揺れた五戸 国 の線引きと温度差／青 森」と題するホームペー ジの記事	写し 平成29年4月14日	毎日新聞	同上

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
乙20の4	「衆院区割り見直し『格差 是正』と『抜本改革』(時論 公論)」と題するホーム ページの記事	写し 平成29年4月19日	NHK	同上
乙20の5	「衆院区割り改定案 分 割進む市域や行政区 自 治体は混乱を懸念」と題 するホームページの記事	写し 平成29年4月20日	東京新聞	同上
乙20の6	「長崎)3区に小値賀町, 4区に西海市編入 小選 挙区割り」と題するホーム ページの記事	写し 平成29年4月20日	朝日新聞	同上
乙20の7	「兵庫は2市で選挙区分 割,『人口だけで変更は 乱暴』と題するホーム ページの記事	写し 平成29年4月20日	産経WEST	同上
乙20の8	「区割り改定案 選挙事 務,煩雑に 有権者も戸 惑いの声/東京」と題す るホームページの記事	写し 平成29年4月22日	毎日新聞	同上
乙20の9	「激変の東京7区『自分 に投票できない!!』全 国最多の有権者15万人” 流出”で困惑する現職議 員」と題するホームペー ジの記事	写し 平成29年6月1日	産経ニュース	同上
乙20の10	「衆院新区割り,困惑広 がる 東京7区『議員宅が選 挙区外』有権者『候補に なじみなく』と題するホ ムページの記事	写し 平成29年6月8日	東京新聞	同上
乙20の11	「区割り変更19都道府 県,宮城で四重選 各地 の選管必死」と題する ホームページの記事	写し 平成29年9月19日	朝日新聞	同上
乙20の12	「東京都選管,区割り変 更で対応急ぐ 混乱回避 へ入念に準備」と題する ホームページの記事	写し 平成29年9月30日	産経ニュース	同上

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
乙20の13	「『区割り変更』どこまで浸透？自治体、対応に奔走候補者ら”票田開拓”埼玉」と題するホームページの記事	写し 平成29年10月17日	産経ニュース	同上
乙21	平成27年国勢調査人口速報集計結果 全国・都道府県・市町村別人口及び世帯数結果の概要(抜粋)	写し 平成28年2月26日	総務省統計局	人口の都市集中化とこれに伴う地方の過疎化現象が急速に進んでいること、2倍以上の較差の選挙区が出現し増加する最大の要因は、同現象にあると考えられること等
乙22	調査と情報 第714号	写し 平成23年6月9日	国立国会図書館	都道府県間の議員一人当たりの人口を1.2倍未満にするためには、小選挙区選出議員の定数を1000人程度まで増加させる必要があると試算されていること等
乙23の1	令和2年国勢調査人口等基本集計結果の要約	写し 令和3年11月30日	総務省統計局	令和2年国勢調査の結果(日本国民の人口等)較差増大の要因は、人口の都市集中化とこれに伴う地方の過疎化現象が、一層急速に進んだことにあると考えられること等
乙23の2	令和2年国勢調査人口基本集計結果の概要	写し 令和3年11月30日	総務省統計局	同上
乙24の1	衆議院議員総選挙における中選挙区制の復活を求める意見書	写し 平成29年12月5日	熊本県天草市議会議員	平成29年10月22日施行の衆議院議員総選挙後も、投票価値の較差是正以外の観点からの区割り改定を求める意見が表明されていたこと等
乙24の2	衆議院小選挙区の区割りの見直しを求める意見書	写し 平成29年12月21日	丸亀市議会	同上
乙24の3	公職選挙法等改正に関する要望事項	写し 平成30年2月	全国市区選挙管理委員会連合会	同上
乙24の4	公職選挙法等改正に関する要望事項 国会・政府に対する要望事項	写し 平成30年12月	都道府県選挙管理委員会連合会	同上

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
乙24の5	公職選挙法等改正に関する要望書	写し 令和2年11月	指定都市選挙管理委員会連合会	同上
乙24の6	令和3年度国の施策及び予算に関する決議・重点提言・提言	写し 令和2年11月12日	全国市長会	同上
乙24の7	衆議院小選挙区の区割り再考を求める意見書	写し 令和3年3月25日	東近江市議会議長	同上
乙25の1	「諸外国の下院における選挙区間の較差等について」と題する書面	写し 平成30年5月	総務省自治行政局選挙部	諸外国の下院の選挙制度及び投票価値の較差等
乙25の2	調査と情報 第782号	写し 平成25年4月4日	国立国会図書館	同上
乙25の3	立法と調査 No.321 (抜粋)	写し 平成23年10月	参議院事務局企画調整室	英国の下院の選挙制度及び投票価値の較差等
乙25の4	外国の立法 2015.7	写し 平成27年7月	国立国会図書館調査及び立法考査局	大韓民国の選挙制度及び投票価値の較差等
乙25の5	「米 いびつ区割り『ノー』」と題する記事	写し 平成30年1月31日	読売新聞	アメリカ合衆国東部ペンシルベニア州最高裁判所が、連邦下院選挙における現行の選挙区割りは州憲法に違反する旨の判決を言い渡した事等
乙25の6	「米最高裁が下院区割り見直し命令維持」と題する記事	写し 平成30年2月6日	産経ニュース	米連邦最高裁判所が上記ペンシルベニア州最高裁判所の判断を維持した事等

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
乙26	「地方自治制度の歴史」と題する総務省ホームページの記事	写し 令和3年11月30日	総務省	都道府県制度の歴史, 都道府県の役割が重要であること等
乙27の1	「人口二極化 大都市集中」と題する記事 (日本経済新聞)	写し 令和3年6月25日	日本経済新聞社	都市部への人口移動が想定以上に進んだことが, 2倍以上の較差の選挙区が出現することに影響していると考えられていること等
乙27の2	「地方定数減 自民に打撃」と題する記事 (読売新聞)	写し 令和3年6月26日	読売新聞社	同上
乙27の3	「『1票の格差』2倍超の衆院」と題する記事 (日本経済新聞)	写し 令和3年10月11日	日本経済新聞社	同上
乙27の4	「『1票の格差』是正の将来」と題する記事 (日本経済新聞)	写し 令和3年10月24日	日本経済新聞社	同上
乙28	第162回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第2号	写し 平成17年6月8日	衆議院	選挙区割りを定めるに当たって, 恣意的な区割りを避けるための重要な基準として, 行政区画を考慮要素としていたこと
乙29	「衆議院議員選挙区画定審議会」と題する総務省ホームページの記事	写し 令和3年12月2日	総務省	令和2年国勢調査人口(速報値)に基づく計算結果を踏まえた, 衆議院議員選挙区画定審議会の実施状況, 議事要旨等